

那珂市議会教育厚生常任委員会記録

開催日時 令和3年9月9日(木) 午前10時
開催場所 那珂市議会全員協議会室
出席委員 委員長 富山 豪 副委員長 原田 陽子
委員 關 守 委員 寺門 厚
委員 古川 洋一 委員 武藤 博光
欠席委員 なし

職務のため出席した者の職氏名

副議長 木野 広宣 事務局長 渡邊 荘一
事務局次長 横山 明子 書記 田村 栄里

会議事件説明のため出席した者の職氏名

| | |
|------------------|-----------------|
| 副市長 谷口 克文 | 教育長 大縄 久雄 |
| 財政課長 大内 正輝 | 財政課長補佐 浜名 哲士 |
| 会計管理者 茅根 政雄 | 保健福祉部長 平野 敦史 |
| 社会福祉課長 綿引 稔 | 社会福祉課長補佐 山田 明 |
| こども課長 加藤 裕一 | こども課長補佐 住谷 孝義 |
| 介護長寿課長 萩野谷智通 | 介護長寿課長補佐 照沼 克美 |
| 保険課長 生田目奈若子 | 保険課長補佐 猪野 嘉彦 |
| 健康増進課長 玉川祐美子 | 健康増進課長補佐 鈴木 伸一 |
| 教育部長 小橋 聡子 | 学校教育課長 会沢 実 |
| 学校教育課長補佐 平野 玉緒 | 学校教育課指導室長 臼井 英成 |
| 学校給食センター所長 梅原 雅美 | 学校給食G長 津賀 卓 |
| 生涯学習課長 田口 裕二 | 生涯学習課長補佐 柴田 真一 |
| スポーツ推進室長 椎名 健文 | 図書館長 疋田 克彦 |
| 図書館副館長 寺門 征信 | 中央公民館長 南波 三千代 |
| 歴史民俗資料館長 鈴木 正寿 | |

会議に付した事件

- (1) 議案第48号 那珂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

…原案のとおり可決すべきもの

- (2) 議案第51号 那珂市地区体育館の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例

…原案のとおり可決すべきもの

- (3) 議案第52号 令和3年度那珂市一般会計補正予算(第5号)
…原案のとおり可決すべきもの
- (4) 議案第53号 令和3年度那珂市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)
…原案のとおり可決すべきもの
- (5) 議案第54号 令和3年度那珂市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第1号)
…原案のとおり可決すべきもの
- (6) 議案第56号 令和2年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について
…原案のとおり認定すべきもの
- (7) 第2期那珂市幼稚園教育振興計画の策定について
…執行部より報告あり
- (8) 居宅サービス計画給付費返還請求処分取消等請求訴訟の終了について
…執行部より報告あり
- (9) 請願第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願
…採択すべきもの
- (10) 調査事項について
…GIGAスクール構想について継続調査に決定

議事の経過(出席者の発言内容は以下のとおり)

開会(午前10時00分)

委員長 改めまして、おはようございます。

本日は、教育厚生常任委員会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本市におかれましては、昨日、新型コロナウイルス感染症の186例目の感染例が出たということで、大変微増ではありますが、ゼロにならない現状が大変心配なところであります。

また、執行部におかれましては、通常業務と新型コロナウイルス感染症対応、そして議会対応と大変忙しい時期ではありますが、引き続き感染拡大防止に向けましたご尽力を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

また、副議長におかれましては、連日の審議大変ご苦労さまでございます。本日の審議もよろしくお願い申し上げまして、簡単ではございますが挨拶に代えさせていただきます。

開会前にご連絡いたします。

新型コロナウイルス感染症対策のため、委員会出席者並びに傍聴される方につきましては、マスクの着用、また、入り口付近に設置してあります消毒液において手指の消毒を

お願いいたします。また、換気のため、廊下側のドアを開放して常任委員会を行います。ご理解、ご協力のほどをよろしくお願いいたします。

会議は公開しており、傍聴可能としております。また、会議の映像を庁舎内のテレビに放送いたします。

会議内の発言に際しましては、必ずマイクを使用してください。

携帯電話をお持ちの方は、必ず電源をお切りいただくか、マナーモードをお願いいたします。

ただいまの出席委員は6名であります。欠席委員はございません。定足数に達しておりますので、これより教育厚生常任委員会を開会いたします。

会議事件説明のため、副市長、教育長ほか関係職員の出席を求めています。

職務のため、副議長及びに議会事務局職員が出席しております。

ここで、議長代理で副議長よりご挨拶をお願いいたします。

副議長 皆様、おはようございます。

那珂市におきましても、9月の定例会より本会議におきましては、ユーチューブでライブ配信されるようになりました。

また、昨日の夜も茨城県においても緊急事態宣言が延長されるような報道がございまして、またその正式発表がされるということでもあります。本当に教育委員会の方におかれましても大変なことだと思いますけれども、どうかよろしくお願いいたします。

また委員の皆様におかれましても、また執行部の皆さんにおかれましても、しっかりと新型コロナウイルス感染拡大防止をお願い申し上げます。

本日は、教育厚生常任委員会決算審議でございますので、富山委員長、原田副委員長の下、しっかりと慎重な審議をされますようお願いを申し上げ、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

続いて、副市長よりご挨拶をお願いいたします。

副市長 改めましておはようございます。

本日は、教育厚生常任委員会ご出席、誠にお疲れさまでございます。

ただいま副議長、委員長からもお話がありましたように、新型コロナウイルス感染症につきましては、新聞報道によりますと緊急事態宣言を30日まで延長する方針を固めたようであります。最近、子供たちにも感染が広がっているようでございますので、気を引き締めて対応してまいりたいと考えております。

また、ワクチン接種につきましては、希望者に対しまして接種ができますように計画的に進めてまいりたいと思いますので、ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

本日は、議案6件、協議報告案件2件でございます。どうぞよろしくご審議のほどお願

い申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。
委員長 ありがとうございます。

続いて、教育長よりご挨拶をお願いいたします。

教育長 おはようございます。

小中学校のオンライン授業ですけれども、月曜日から始まっております。保護者の皆様のご理解、ご協力の下、今順調に進んでいるところです。授業もほぼ時間割どおりに午後まで進められているという状況でございます。

一昨日、県の訪問等がありましたので、私も同行して市内の小学校を参観してまいりました。学校、そして先生方の頑張り、さらにはモニター越しに見える、あるいは学校預かりの子供たち、本当にいきいきと一生懸命やっている姿に、私は大変うれしくなり、感動を覚えました。

また昨日は、市長もすぐ近くの菅谷西小学校のほうを参観していただくことができました。どうぞ委員の皆様も今議会中でお忙しいと思うんですけれども、お時間があればぜひ学校のほうを参観していただいて、子供たちの頑張り、先生方の頑張りを見ていただければと思います。どうぞよろしく願いします。本日はお世話になります。

委員長 ありがとうございます。

委員会の会議事件は、別紙会議次第のとおりであります。審議をスムーズに進行するため、担当課ごとに審議をいたします。

これより議事に入ります。

議案第52号 令和3年度那珂市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

一般会計補正予算は、財政課より一括して説明を受け、その後で各担当課への質疑を行うこととします。

初めに、財政課より一括して説明を求めます。

財政課長 財政課長の大内です。ほか関係職員が出席しております。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、議案書45ページの次のページをお願いいたします。

議案第52号 令和3年度那珂市一般会計補正予算（第5号）についてご説明いたします。

12ページをお願いいたします。

歳出になります。

款、項、目、補正額の順にご説明いたします。

中段になります。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費2,447万2,000円。

3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費2,923万1,000円。

13ページをお願いいたします。

2目児童措置費25万6,000円、3目保育所費816万5,000円。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、1 目保健衛生総務費1,459万3,000円。

14ページをお願いいたします。

2 目予防費1,198万円。

17ページをお願いいたします。

下段になります。

9 款教育費、2 項小学校費、1 目学校管理費855万4,000円。

18ページをお願いいたします。

2 目教育振興費183万5,000円。

9 款教育費、3 項中学校費、1 目学校管理費599万6,000円。

19ページをお願いいたします。

9 款教育費、4 項幼稚園費、1 目幼稚園費38万1,000円。

9 款教育費、5 項社会教育費、1 目社会教育総務費31万1,000円、4 目歴史民俗資料館費25万9,000円、7 目図書館費97万9,000円。

20ページをお願いいたします。

下段になります。

12款諸支出金、3 項償還金、1 目償還金1 億72万8,000円、国県負担金等の返納金でございます。うち社会福祉課が7,338万4,000円、こども課が2,602万円、介護長寿課が3万2,000円、健康推進課が129万2,000円となっております。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

古川委員 13ページです。

1 目児童福祉総務費の保育所等感染症対策事業の中の I C T 推進等事業と、3 目保育所費の菅谷保育所 I C T 導入事業、この違いを教えてくださいませんか。

こども課長 こども課長の加藤です。よろしくをお願いいたします。

まず、13ページの保育所等感染症対策事業の I C T 推進等事業でございますが、こちらは民間の保育所、認可保育所、認可外保育所がございますが、そちらが I C T を活用するシステム導入費用の一部を補助するものでございます。

それから、同じく菅谷保育所 I C T 導入事業でございますが、こちらは菅谷保育所の周辺業務や児童の補助業務について I C T を活用したシステムを導入することによって保育士の業務負担軽減と児童の安全確保を図るところで、菅谷保育所内に無線 L A N 回線を構築して、タブレットを使用し、日誌、検温、午睡チェック等を行うとか、あとは保護者用にアプリを提供しまして、お知らせの確認とか欠席申請、行事予定を保護者専用アプリにまとめて、保護者に提供するものでございます。

以上です。

古川委員 簡単に言えば、民間と公立の予算分けだということなんでしょうけれども、民間のほうのそのICT推進等事業というのはどの程度までの事業なんですか。何に補助するんでしょうか。

こども課長 すみません、同じようにシステムの構築等をしまして、例えば出退勤の職員の管理とか、保護者の出欠の管理をするようなシステム等の導入等でございます。

古川委員 分かりました。

話がちょっとそれですけども、学校教育課、保育所もこうやってICTを推進することですけれども、今回、那珂市立ひまわり幼稚園、公立の幼稚園についてICTというのはどうなりましたっけ。GIGAスクール、いわゆる小中学校で実施しているGIGAスクールには含まれているんですしたっけ。

学校教育課長 学校教育課の会沢と申します。よろしくお願いします。

GIGAスクールのタブレット端末は、幼稚園までには入っておりませんで、幼稚園につきましては、例えば指導した内容とかをデータのほうで管理するということはやっておりますが、こういったタブレット導入までは行っておりません。

以上です。

古川委員 分かりました。そうすると、今回のこの保育所のほうも今、小中学校のようにタブレットを持たせて学習するとかということではなくて、校務支援だったり親御さんのためのものだったりだということではよろしいですね。分かりました。

寺門委員 今の質問に関連してなんですけれども、これ保育所業務支援システムというのは、菅谷保育所は公立ですけども、また民間のほうと同じシステムですよ。もちろん業務効率化を狙っているはずなんで、その辺はいかがですか。

こども課長 菅谷保育所のICT導入事業のシステムでございますが、これは民間のシステムでございますして、保育所専用に特化したシステムを導入するというものでございます。

寺門委員 いや、同じシステムで、データはいずれにしても1か所で管理をするわけでしょうから、これ別々のシステムだと使いづらいわけですよ。それは同じシステムで使えるんですか。要するに、管理する側で違うシステムを使っちゃうと非常に管理がしづらいですよ、また、業務効率化にもならないし。その辺はどうなんですか。

こども課長 すみません、民間のほうのシステムは、また別なシステムとなっております。

寺門委員 何で一緒にしないんですか。全体の中の例えば8割方は一緒に、あと2割だけ違うよというのは分かるんですけども、違うシステムというのはお金も違うし、それはちょっとおかしいですよ。どういう管理をしたいんですか、こども課は。

こども課長 民間の保育所ですので、連携はしておりませんので、民間の保育所が導入した、選んだシステムということになってしまいます。

寺門委員 要するに業務効率化を図るわけですよ。同じアウトプットがないと。民間に、じゃ、お任せでいいですよ、何でも使ってくださいねという話ではないんでしょう。

こども課長 正直データの共有化というところまではいっておりません。民間保育所のほうは別々のシステムということで選んでいただいて、そこに国・県・市が補助をつけるというような状況になっております。

寺門委員 いずれにしてもこども課のほうで、どういう管理をしたいのかというのがはっきりしておかないと、非常にまずいですよね。後で電話して、また聞くだなんていう話が今までもたくさんありますし、そういうことをやっていたんでは、ちっとも本部のほうの効率化にならないですよ、人手がかかっちゃって。その辺、よく考慮をしてから決めていただきたいなと思います。

それからもう一つ、違う件でちょっとお聞きします。

18ページなのですが、教育費の学校管理費の中学校感染症臨時対策事業で、修学旅行の取消料ということで192万5,000円含まれていますけれども、これはいつ予定をしていたものを、いつ決定したのか。昨年も同じように取消しをしていますんで、その辺はどういう判断をしたのかお聞かせください。

学校教育課長 こちらの取消料のほうでございますが、まず例年行っております6月頃、各中学校において予定していたものを、秋に一度ずらしたということで、そのずらすことに伴う取消料がまず含まれております。秋に延期をしまして、9月に各学校延期したものを予定していたところでございますが、9月のほうも今回のこの第5波の影響ということでそちらのほうも中止ということで、最終的に判断しております。

そちらのほう、各学校については代替行事をこれから検討するというようなところで、春の分の取消料と延期した秋の取消料2つ入っているということでございます。

以上です。

寺門委員 分かりました。春を秋にして、秋9月初旬でもうアウトですよということですから、その辺はできるだけかからないように考慮をしていただきたいというのが一つあります。

それともう一点は、今、修学旅行に代わるものを検討中ということなので、これもぜひ卒業生の皆さんが思い出に残るイベント等を生徒たちのお話もよく聞いて、何とかそちらのほうで実施をしていただきたいなということでお願いをしておきます。

以上です。

古川委員 ごめんなさい、ちょっとよく聞き取れなかったんで、質問ダブっていたら取り消します。

同じく18ページの小学校費の教育振興費、オリンピック・パラリンピック教育推進事業の話じゃないですか、今の違いますよね。それはこれからなんですか。どんなところで何をするんでしょうか。

学校教育課長 こちらは今年度、横堀小学校のほうで手を挙げていただきまして、これから行うものでございますけれども、内容としましては4年生を対象としまして、現在想定しておりますのは、パラリンピアンの方をお呼びして、講話あるいは実技体験などのほう

を実施するという予定をさせていただきます。

以上です。

委員長 ほかがございますか。

(なし)

委員長 なければ質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第52号を採決いたします。

本案は原案のとおりに決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第52号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

執行部は入替えをお願いいたします。

休憩(午前10時21分)

再開(午前10時23分)

委員長 再開いたします。

学校教育課が出席いたしました。

議案第56号 令和2年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について(学校教育課所管部分)を議題といたします。

委員の皆様申し上げます。

決算認定の質疑は説明のあった科目ごとに行い、質疑を終結します。また、総括質疑は行いません。議案第56号、決算認定についての討論及び採決は、全ての該当項目への質疑、答弁が終了した後に行います。

次に、執行部に申し上げます。

説明の際は、まず課名と出席者を報告し、必ず議案書、決算書、説明資料等のページ数を述べてから簡潔かつ明瞭に説明してください。決算の説明については、不用額など特に説明が必要なものについては、その説明をお願いいたします。審議中に委員から資料などの請求があった場合は、議会事務局に10部提出してください。

それでは、順次、審議しますのでよろしくお願いいたします。

初めに、一般会計歳出のうち、学校教育課から審議いたします。

学校教育課の所管部分についての説明を求めます。

学校教育課長 学校教育課長の会沢と申します。ほか6名が出席しております。どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、決算書のほう186ページからでございます。決算主要施策調書のほうは114ページからでございます。

それでは、款、項、目、支出済額の順に読み上げます。

186ページになります。

9款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費187万4,949円。教育委員の報酬が主な支出でございます。

2目事務局費2億5,204万6,001円。教育長及び事務局職員の人件費が主な支出でございます。

188ページになります。

3目教育指導費8,835万5,622円。主な事業は、外国語指導助手設置事業、教育委員会派遣職員負担金などがございます。不用額の主なものにつきましては10節の需用費について小中一貫教育推進事業において、小中一貫発表会が中止になったことに伴うポスターやパンフレットの作成費などがございます。

192ページになります。

2項になります。2項小学校費、1目学校管理費2億8,120万1,390円。主な事業は小学校施設管理事業、施設整備事業、感染症臨時対策事業などがございます。明許繰越費は、施設整備事業において老朽化した空調整備の更新に係る工事費や感染症臨時対策事業において需用費や備品購入費などの分でございます。空調の更新につきましては、国補助の内定によりまして補正予算に計上し、翌年度へ繰り越ししたものでございます。不用額の主なものでございますが、10節需用費につきましては電気や上水道料等光熱費、13節の使用料及び賃借料につきましては、プール事業や学校での行事の中止等に伴うバス借り上げ料などがございます。

次は200ページになります。

2目教育振興費4億513万1,856円。主な事業は就学奨励事業、教育用コンピューター管理事業、G I G Aスクール推進事業などがございます。明許繰越費は、G I G Aスクール推進事業に係るタブレットの初期設定費用分でございます。不用額の主なものは、10節需用費はG I G Aスクール推進事業の消耗品等で購入が不用となった分、あるいは14節工事請負費においてもG I G Aスクール推進事業の校内LAN整備に係る残金など、19節扶助費につきましては、就学奨励事業の扶助費となっております。新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少した世帯への対応分としまして増額補正しましたが、申請のほうがなかったため、不用となったものでございます。

続いて、204ページになります。

3目学校建築費2億3,242万3,400円。主な事業は、前年度から繰り越して実施いたしました菅谷東小学校と芳野小学校の屋内運動場大規模改造事業分でございます。不用額につきましては、入札差金などとなっております。

続いて、3項になります。3項中学校費、1目学校管理費1億8,371万6,652円。主な事業は、中学校管理事務費、施設管理事業、施設整備事業、感染症臨時対策事業などでございます。繰越明許費は、施設整備事業におきまして老朽化した空調設備の更新に係る工事費や感染症臨時対策事業における需用費や備品購入費などでございます。不用額の主なものは、10節需用費につきましては光熱水費等、13節の使用料及び賃借料につきましては各学校のバス借り上げ料、14節工事請負費につきましては、空調改修やトイレ洋式化に係る入札差金等でございます。

続いて、210ページになります。

2目教育振興費2億2,617万3,603円。主な事業は就学奨励事業、教育用コンピューター管理事業、G I G Aスクール推進事業などでございます。明許繰越費は小学校と同様、G I G Aスクール推進事業に係りますタブレット初期設定費用分でございます。不用額の主なものは、10節需用費につきましてはG I G Aスクール推進事業の消耗品等で購入が不用となった分、14節工事請負費におきましても、G I G Aスクール推進事業の校内LAN整備に係る費用の残金等、17節備品購入費につきましてもG I G Aスクール推進事業で購入が不用となった分、19節扶助費につきましては小学校と同様、新型コロナウイルスの影響で収入が減少した世帯への対応分で増額補正しましたが、そちらのほうは申請が少なかったための残金でございます。

続いて、212ページの一番下になります。

3目学校建築費306万200円。こちらは学校施設等個別施設計画事業の分でございます。

続いて、214ページでございます。

4項になります。4項幼稚園費、1目幼稚園費9,298万9,120円。不用額の主なものは10節需用費の水道光熱水費や13節使用料及び賃借料、こちらは行事の中止等に伴うバス借り上げ料などでございます。また、18節負担金補助及び交付金、こちらは給食の副食費について援助対象となる児童への市の負担分となっており、入園児数が見込みより減少したため不用となったものでございます。

216ページになります。

2目幼稚園建築費61万2,700円、こちらは学校施設等個別施設計画事業分でございます。

続いて、228ページになります。

6項になります。6項保健体育費、2目学校給食共同調理場費4億3,703万7,076円。繰越明許費は、経年劣化による設備の修繕費用及び調理場内への空調設備設置に係る費用分でございます。不用額の主なものは、10節需用費の光熱水費や燃料費、12節委託料、こちらは主食類の加工委託分や個別施設計画の入札差金等でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

委員長 質疑ございませんか。

古川委員 小中学校でトイレの洋式化改修工事を行っていただきました。ありがとうございます。

した。評判の声は聞いていますか、よかったとか。

学校教育課長 特にすごいよかったというところの声は具体的には届いていませんが、子供たちもすぐに慣れて使っている状況かというふうには認識しております。

以上です。

古川委員 ちなみに、以前私が洋式化と併せて、廊下の辺りから中が丸見えだとかそういった学校のトイレがあるというお話をした記憶があるんですけども、そういったところまでは今回はできなかつたんでしたよね。

学校教育課長 はい。洋式化に合わせての改修ではなくて、例えば目隠し的なものをつけたりというようなところで、それとは別に配慮して見えないようにというような改善をしております。

以上です。

古川委員 そうですか、分かりました。じゃ、後ほど確認してきます。ありがとうございます。

委員長 ほかに質疑ございませんか。

寺門委員 決算主要施策調書のほう115ページ、外国語指導助手設置事業ということで、今1社から派遣を13名来てもらっていて、そのほかに中学校専任ということで、Tさんという方が会計年度任用職員ということで雇用されていますけれども、小学校は、額田小学校と木崎小学校が受持ちというか兼任ということですよ。

この報告書を見ますと、幼稚園の方だけが年間の額、雇用額が高い、支払額が高いですよ。大体あとはこのH社という会社からの派遣については、日額にすると大体2万円ちょっとになるんですけども、どうもそれよりもちょっと単価がアップされているので、幼稚園へのALTというのは、ほかの小中学校とは違う役目があるのかどうかはまず1点。あと、中学校専任のそのTさんというのは、中学校担当は持っていないのか、もしくはほかにまた追加でお役目があるのかどうか、3点お聞きします。

学校教育課長 幼稚園のこちらのALTでございますけれども、こちら朝から夕方までフルタイムで幼稚園のほうに在園しているということで、時間のほうが小中学校への派遣のピンポイントのこま数よりも滞在時間が多いというようなところで、費用のほうはその分高くなってございます。

あと、すみません、中学校の直接雇用のALTがほかの役目があるのかということでよろしかったでしょうか。直接雇用の中学校のほうは、半年ごとに学校のほうを入れ替えて行っているというような状況で、そのほか市のほうでやる行事などにも参加していただいたりというようなところで学校での業務以外の部分も若干担っていただいている部分もございます。

幼稚園のALTの役割ということで、こちらのほう幼稚園の時期に外国の文化と英語に慣れるというようなところと、あとは小学校からの英語授業へのつなぎ的なところの役目を担っていただいているというところでございます。

プラス、環境整備等、幼稚園の敷地内のそういったところも役割としては一部担っていただいております。

以上でございます。

寺門委員 今、幼稚園の方の業務につきましては、園の、直接英語とは関係ないことまでという話にありましたけれども、それと朝から晩までということですが、7.5時間ですから、契約時間は。ご好意で手伝っていただいているというのは分かりますけれども、決してそれはいいことではないと思いますので、やはり契約に従った労働条件の中で働いていただく。プラスアルファについては、また必要であれば提供するなり何なりという方法を考えたほうがいいと思うんですけれども。

要は、この同じ会社で担当が違うから高いんですよという話、どうもその辺がよく分からないんですけれども、契約料というのは一緒のはずなんで、その辺は別にしていいのかどうかですね。

学校教育課長 契約の中で幼稚園での時間が違うということで、結果的に小中学校への派遣の方とは違う金額にはなっております。あとは、その契約の内容の仕様の中で幼稚園につきましては、男手がちょっと少ないということもございまして、そういった環境整備のほうも仕様書のほうに幼稚園につきましては入れているというようなところでございます。

以上です。

寺門委員 これ年間労働日数にすれば200日ぐらいになるかと思いますんで、そのほかの予算で計算するとやはりちょっと高めになってますよね。それは、今違う仕事もお願いしているんでということなので、この辺はもとの契約がそういう内容でやられているのかどうかですよね。幼稚園だけがこういう方で、もう一人、中学校のTさんがいらっしゃるんですけれども、この方はずっともう長年やっておられますよね。直接、その中学校というのは担当はしていないんですか、全体を見ているだけでということじゃないですよ。先ほど詳しくちょっと聞けなかったんですけれども。

学校教育課長 幼稚園のほうの勤務条件としては、先ほど申し上げたように仕様書の中でそういった環境整備というような部分も最初から含めているというところでございます。

あと、中学校のほうの直接雇用のほうにつきましては、他の派遣のALTと同じように中学校を半年ごとで担当して、授業も持っているということで、そのほかに市で行う行事等にも参加していただいているというようなところでございます。

以上です。

寺門委員 費用については分かりました。

あとは、効果についてはどうですか。その辺は、どういうふうにお聞きになっているのか、ちょっとお聞かせいただけたらと思います。

学校教育課長 幼稚園というようなところですか。

(複数の発言あり)

学校教育課長 全体で、はい。

こちらA L Tを入れておまして、効果測定としましては、例えば英語検定の合格者数ですとかそういったもので見たりというようなところで、劇的というようなところまではまだ見えないということがございますけれども、そういったところで効果が上がるよ
うにということで派遣をしているというふうなところでございます。

以上です。

寺門委員 あとは英検もこの実績から見ると出ているようでもあるし、実際は各塾等も利用されていますので、もう少し市内で例えば英会話コンクールみたいなものをやったりとか、この間、キッズですか、やっておられましたよね。これは民間と行政のほうでタイアップしてやられたようですけども、ああいう形で中学生、小学生、もう少し回数を増やしていただければと思うんですけども、その辺はいかがですか。

学校教育課指導室長 学校教育課指導室の臼井です。よろしくお願ひします。

A L Tの活用につきましては、子供たちの英語に触れる機会の日常化を図るために様々な活用をしております。例えば、夏休みには今年度であれば、オンラインでイマージョンスクールという授業で子供たちとA L T等がオンラインで英語の学習をしたというような実績があります。

以上です。

委員長 ほか。

古川委員 施策調書の132ページです。

給食センター運営事業ですけども、まず一つは、歳入の中の雑入181万5,700円、これはどんな収入なんですか。

学校給食センター長 お答えします。

雑入につきましては、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金になります。

失礼しました。

古川委員 後で教えてください。

学校給食センター長 すみません。

古川委員 分からなかったら、調べて後で教えてもらえば。

委員長 後で調べて教えてもらってよろしいですか。

学校給食センター長 申し訳ございません。

古川委員 あと給食費の未納というんですか、滞納というんですか、その人数、パーセンテージ、それから滞納の理由、それからどのような対処をしているのか等について分かる範囲で教えてください。

学校給食センター長 滞納の件につきましては、現年度分につきましては99.93%、失礼しました、99.78%、それから滞納分につきましては24.25%でございます。合計しまして

98.83%でございます。

古川委員 数字合っていますか。何か最初に99.何%……

委員長 もう一度お願いします。すみません。

学校給食センター長 令和2年度の現年度分につきましては99.78%の徴収率、それから滞納分につきましては24.25%の徴収率になっております。合計しますと、98.83%になってございます。

それから、人数ですね……

古川委員 おかしいよね。

学校給食センター長 人数につきましては……

古川委員 徴収率が99.何%。

(「一般の徴収率と滞納の徴収率」と呼ぶ声あり)

古川委員 滞納の徴収率。

(複数の発言あり)

学校教育課長 人数等細かいところまで今すぐ出ないので、後での報告でよろしいでしょうか。

委員長 お願いします。

古川委員 もう一度言いますね、調べていただきたいのを。滞納者数。あと、分かれば先ほど説明がありましたパーセンテージ、それから滞納する理由、それからその滞納に対してどのような対処をしているか、どのような方法で徴収をしているか、この4点を分かりましたら調べてください。

学校教育課長 4点のほう、後でご報告させていただきます。

委員長 ほかにございませんか。

寺門委員 調書のほうは118ページ、小学校施設整備事業の中でプールの解体工事が終わりましたけれども、結果、費用が木崎小学校は770平米で1,445万円、芳野小学校が380平米で1,910万円、約465万円の差がありますけれども、これは通常、解体撤去については同じ工事内容だと思うんですけれども、何か特殊な工事が何かありましたでしょうか。理由を教えてください。

学校教育課長 まず、アスベストのほうが含まれているかどうかというので解体工事の部分が変わったりというのがございます。あと、入札でございますので、設計額が同程度であっても、そこでの差が開くというようなところがございます。そういった部分での差だというふうに認識しております。

以上です。

寺門委員 入札額の差というのはちょっとあり過ぎますよね。アスベストがこれあったんでしょうか。

学校教育課長 どちらか、たしか芳野小学校のほうだと思ったんですけれども、ごめんなさい、確定的なところはまだ今ちょっと記憶していないんですけれども、いずれかちょっと入っ

ていたんではなかろうかというふうには思っています。

すみません、以上です。

寺門委員 確認をしてください。後ほどで結構です。

それともう一点、決算書の231ページ、こちら給食センター運営事業費の中で、上から5番目、食糧費とあるんですけども2,231万円、これというのは昨年はありませんよね。内容は何なんですか。

学校教育課長 こちら夏休みの期間に外注でお弁当形式の給食を提供しました分でございます。以上です。

寺門委員 はい、7月末からの8月上旬のやつですか。分かりました。

それともう一点、同じく18節、負担金補助の中に212万円、臨時休校対策費ということで、多分これ購入済みの食材の処分だと思うんですけども、たしかいろんな方法でちょっと損失は出ないようにということでやられた経緯があるんですけども、これはどういう金額ですか。

学校教育課長 こちらの主食類の事業者への補填というようなところの意味合いで支払ったものでございます。

以上です。

寺門委員 いわゆるキャンセル料ですか。もう取っちゃってるんで、普通何とかお願いしますよと言ったら止めてくれる部分もあるんでしょうけれども、いや、それはできませんという話なんで、そういう性格とは違う、明らかにもうキャンセル料ですか。

学校教育課長 キャンセル料そのものというよりは、休校のほうが全県的に行われたという状況の中で、事業者のほうの収入のほうがその分減ってしまったので、その分の補償的な部分の負担でございます。

以上です。

寺門委員 分かりました。

委員長 ほかにございませんか。

(なし)

委員長 なければ質疑を終結いたします。

続きまして、第2期那珂市幼稚園教育振興計画の策定についてを議題といたします。

執行部より説明を願います。

学校教育課長 常任委員会資料17ページでございます。

第2期那珂市幼稚園教育振興計画の策定についてご説明いたします。

1、計画の概要でございます。

平成24年3月に策定いたしました現行計画の計画期間が本年度、最終年度となっております。それに伴いまして次期の令和4年度から令和13年度までの計画を策定するものでございます。

内容の1つ目としまして、幼稚園教育推進の基本方針、2つ目としまして、幼稚園運営の基本方針でございます。こちらは市立ひまわり幼稚園の方針として盛り込むものでございます。

2、策定の体制でございます。

那珂市幼稚園対策協議会に諮りながら、計画策定のほうを進めてまいります。協議会の委員としましては、市長部局、教育委員会関係、私立の幼稚園関係の方々合計8名で構成されております。

3、計画スケジュールでございます。

8月に第1回の協議会を開催したところでございます。以降、年内にあと3回ほど協議会のほうを開催いたしまして、その後、協議やパブリックコメントなどを予定してございます。1月には策定のほうを終了しまして、最終的に議会、教育委員会、子ども・子育て会議などへの報告を経まして策定を完了するという予定としております。

説明のほうは以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

古川委員 計画の策定に当たって、その体制として対策協議会でいろいろ検討されるということですが、その中に私立の幼稚園の関係が3園入っていますよね。入るのは別にいいとして、計画というのはひまわり幼稚園の基本方針だったりなわけで、そこに私立を入れるということは、何を狙いとしているのか。また、今までもこれあったんでしょから、私立の幼稚園との、例えば多分共存共栄を目指しているんじゃないかなと思うんですね、入れるということは。だから、私立の幼稚園のお声も聴かせていただくということなんだろうと思いますけれども、その辺で間違いはないでしょうか。

学校教育課長 おっしゃるとおりのところございまして、ひまわり幼稚園、那珂市の唯一の公立幼稚園となつてございまして、私立の幼稚園も含めましてセンター的な役割を担うべき存在というふうに認識しておりますので、そういった私立の幼稚園とも連携するというようなところと、また保幼小中連携というようにところで立ち上げた部分もございまして、そういった意味でも私立のほうとも連携が必要ということで、そういった部分で入れているものでございます。

以上です。

古川委員 分かりました。

ちなみに、定員の関係で、例えばあまりそんな公立で定員増やしてもらっちゃ困るよとか、そういったようなお話なんかも出るということなんではないでしょうか。

学校教育課長 私立も幼稚園のほうは、やはり定員割れというような状況は、公立も含めて同様でございますので、今の段階でそういった具体的などころまでのお声というのまではいただけてはいないです。これからちょっとそういった部分も何かしらご意見をいただ

くかもしれないですがけれども、今のところはそこまで至っていないところです。

古川委員 分かりました。

委員長 ほかにございませんか。

(なし)

委員長 なければ質疑を終結いたします。

学校教育課長 すみません、もう一つ、口頭でのご報告になってしまいますのでけれどもご報告
させていただいてよろしいでしょうか。

委員長 はい。

学校教育課長 学校給食センターの管理運営方針の検討でございます。

こちらにつきましては、第4次那珂市行財政改革大綱実施計画あるいは那珂ビジョンの
中で施設の有効活用や適正管理の観点から検討項目となっているものでございます。

本市の学校給食センターが現在抱えております、施設設備の老朽化や正規職員の調理員
の減少などの課題に対応するために、今後の給食センターの運営の方向性を決めるとい
うものでございまして、先ほどの掲げられている計画におきまして、今年度が方針年度
の目標年度というふうにされておりますので、年度末までにはこちらの方向性を決定し
たいというふうに考えてございます。その際にはまた改めてご報告させていただきたい
と思っておりますのでよろしくお願いいたします。

以上です。

委員長 暫時休憩いたします。

執行部の入替えをお願いいたします。

再開を11時15分といたします。

以上で学校教育課の所管部分を終了いたします。ありがとうございました。

休憩（午前11時03分）

再開（午前11時13分）

委員長 それでは再開いたします。

生涯学習課が出席いたしました。

議案第51号 那珂市地区体育館の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例
を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

生涯学習課長 生涯学習課の田口です。ほか11名の職員が出席をしております。よろしくお
願いいたします。

それでは、お手元の議案書40ページをお開きください。

説明に入ります前に議案に添付しております資料に誤りがありまして、正誤表のほうを
お配りさせていただいております。誤りのあった箇所ですがけれども、議案書の42ページ
をご覧いただければと思います。

議案書の42ページの下の表のほうなんですけれども、そちら左側の改正後案、第8条の(1)第1号のところ、「市及び市スポーツ協会」とございますけれども、こちらが「市及び那珂市スポーツ協会」、こちらが正しい表記でございます。「那珂」が抜けてございました。大変申し訳ございません、訂正のほうをよろしく願いいたします。

それでは、説明のほうに入らせていただきます。

40ページをお願いいたします。

議案第51号 那珂市地区体育館の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例。
那珂市地区体育館の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

提案理由でございます。那珂市体育協会の名称が、那珂市スポーツ協会へ変更になったため、那珂市地区体育館の設置及び管理に関する条例、那珂市営グラウンドの設置及び管理に関する条例及び那珂市営テニスコートの設置及び管理に関する条例の一部を改正するものです。

改正となります条例は、ただいまご説明いたしました3件でございます。

今回の改正でございますけれども、この3件の条例中に表記をされております那珂市体育協会の名称を那珂市スポーツ協会に変更するものでございます。

それでは、ページをおめくりいただきまして、42ページの新旧対照表でご説明のほうをさせていただきます。

左側が改正後案で、右側が現行の表になります。改正部分にはアンダーラインが引いてございます。

那珂市地区体育館設置及び管理に関する条例の改正箇所ですが、右の表の使用料の減免第8条の第1号及び第2号にあります那珂市体育協会の名称を左の表のとおり、那珂市スポーツ協会に改正するものです。

次の表です。那珂市営グラウンドの設置及び管理に関する条例、こちらの改正箇所ですけれども、こちらにも使用料の減免第8条の第1号及び第2号にあります名称を那珂市スポーツ協会に改正するものです。

43ページをご覧ください。

別表の一番下に備考がございます。こちらの減免規定の那珂市体育協会の名称につきましても那珂市スポーツ協会に改正をいたします。

最後に44ページをお願いいたします。

那珂市営テニスコートの設置及び管理に関する条例、こちらの改正箇所ですけれども、こちらにも表の一番下に備考がございます。減免規定の現行の那珂市体育協会の名称を那珂市スポーツ協会に改正するものでございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長 質疑ございませんか。

古川委員 ちょっと確認なんですけれども、まず、那珂市営テニスコートの設置及び管理に関する条例の本文中では体育協会とスポーツ協会がうたわれたりはしていないんですね。

生涯学習課長 おっしゃるとおり、ございません。

古川委員 はい、分かりました。

あと、参考までに教えていただきたいんですけれども、地区体育館も市営グラウンドもそうなんですけどスポーツ協会、これまでの体育協会ですけれども、使用する場合というのは実際にはあるんですか、どういう場合、どういうことをやっているんですか。協会そのものがやるということは、加盟団体ではなくて。

生涯学習課長 体育協会に加盟されている団体が大会を開催したりということでは利用していることはございます。

古川委員 だから、8条の1号で市スポーツ協会が使用する場合は減免だよというふうにありますよね。今、課長おっしゃったのは第2号の話で、1号の協会自体が使うことがあるんですかという話。

生涯学習課長 協会として使うというのは、特にそんな多くはないと思いますけれども、申請自体は通常その体育協会という形で加盟団体も出してきますので、直接体育協会が使うかと言われれば……

すみません、担当からちょっとお話しします。

スポーツ推進室長 スポーツ推進室の椎名です。よろしくお願いします。

スポーツ協会のほうでも主催して行う事業がありまして、そちらの場合はスポーツ協会、今までの体育協会として使用することもございます。

古川委員 どんな大会。

スポーツ推進室 地区のソフトボール大会ですとか、バレーボールの大会などをスポーツ協会が主催で開催しておりますので、そういったものが該当になってくるかと思えます。

古川委員 そうおっしゃるんだから間違いはないんでしょうけれども、私、ソフトボールやっていますけれども、ソフトボール連盟が主催で大会をやっていますが、スポーツ協会が主催なんですか、それ。

スポーツ推進室 ソフトボールの連盟が主催で行っていただいているものもございますけれども、地区対抗ソフトボールなどはスポーツ協会が主催となっております。

古川委員 はい、分かりました。ありがとうございます。

委員長 ほかに質疑ございませんか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第51号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第51号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて、議案第56号 令和2年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について(生涯学習課所管部分)について、執行部より説明を求めます。

生涯学習課長 よろしく願いいたします。

それでは、決算書につきましては191ページからになります。また、決算主要施策調書につきましては134ページから140ページまでとなっております。

それでは、決算書に基づきまして款、項、目、支出済額の順でご説明をさせていただきます。

初めに、191ページをお開きください。

9款教育費、1項教育総務費、3目教育指導費、ページの一番下でございますコミュニティスクール推進事業でございます。支出済額10万7,345円になります。会議開催に関する経費が主な支出でございます。

続きまして、216ページをお開きください。

5項社会教育費、1目社会教育総務費、支出済額1億7,896万2,246円。不用額の大きいものにつきましては職員人件費と各種団体の補助金になります。コロナ禍の影響によりまして市のPTA連絡協議会、市の文化協会等の事業が実施できなかったことによります。

続きまして、218ページをお開きください。

下の段になります。2目公民館費、支出済額4,564万3,131円。不用額の大きいものにつきましては公民館事務費のシルバー夜間業務委託料、公民館施設管理事業の燃料費及び光熱費になります。いずれも新型コロナウイルス感染症の拡大に伴いまして、施設が休館したことによるものでございます。

続きまして、220ページをお開きください。

下段になります。3目青少年対策費、支出済額530万1,091円。不用額の大きいものにつきましては、各種団体補助事業におきまして、コロナ禍の影響によりまして事業が縮小になったことによるものでございます。

続きまして、222ページをお願いいたします。

4目歴史民俗資料館費、支出済額3,710万1,207円。不用額の大きいものにつきましては歴史民俗資料館運営事業の備品購入費、繰越明許分の入札差金と歴史民俗資料館運営事業費の修繕料となります。

続きまして、224ページをお開きください。

上段になります。5目文化財保護費、支出済額222万6,297円。不用額の大きいものにつきましても、文化財保護対策事業の委託料になります。こちらの理由でございますけれども、個人住宅の建築に係る埋蔵文化財の発掘調査の委託費用につきましても、公費で負担することになってございますけれども、昨年度は、個人住宅建築に係る発掘調査の申請がなかったということによるものでございます。

続きまして、中段になります。6目市史編さん費、支出済額118万5,050円でございます。こちらの事業といたしましては、市史資料の収集調査や資料の印刷製本が主な事業内容でございます。

次に、その下の段になります。7目図書館費、支出済額6,346万9,047円です。図書館の運営や図書のデータベース、図書館システムの管理、資料の購入などが主な事業となっております。

続きまして、226ページをお願いいたします。

中段になります。6項保健体育費、1目保健体育総務費、支出済額1,094万9,650円。不用額で大きいものにつきましても、229ページの団体補助事業になります。スポーツ協会の補助金でございますけれども、コロナ禍によりまして多くの事業が中止になったことによるものでございます。

続きまして、230ページをお開きください。

下の段になります。3目体育施設費、支出済額2億6,971万3,657円。不用額の大きいものにつきましても、体育施設管理事業の委託料や、233ページのかわまちづくり支援制度活用事業の工事請負費の入札の差金になります。

最後になります。232ページの下段でございます。

4目総合公園費、支出済額1億5,159万2,564円。不用額で大きいものにつきましても、総合公園管理事業の燃料費及び光熱水費の残となりまして、コロナ禍により休園したことによります。また、委託料につきましても、緑化管理委託の入札差金と夜間管理委託について委託日数が減ったことによるものでございます。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

委員長 質疑ございませんか。

古川委員 成人式事業について伺います。

今年にはコロナ禍の中の開催ということになりましたけれども、2部制にしたということで、それはそうかなというふうに理解しております。

ただ、2部制になるという話を聞いたときに、午前と午後なのかなというふうに思っていましたら、今回は12時40分からと15時10分ということで、いずれも午後ということで、個人的には大変うれしいですね。ご承知かどうか、私は長年、午前中の開催は遠くから帰省する方が非常に出席しづらいのではないかとこのことを申し上げてきたので、2部とはいっても午後からになったということで私は当事者ではありませんけれども、非常

にうれしく感じております。

それで、その結果、出席率が70%ということなんですが、去年の出席率というのは何%でしたっけ。

生涯学習課長 去年の出席率でございますけれども79.3%になってございます。

古川委員 分かりました。ありがとうございます。

先ほどの2部制にしたというのは、これは行政側の提案ですか。

生涯学習課長 去年のちょうど今頃、成人式実行委員会の開催を何回かしてございます。その中で、当然、市側の提案としても新型コロナウイルス対策としてはこういったことが考えられますよというような提案をしながら、実行委員会と協議しまして2部制ということに最終的には決まっていったという流れでございます。

古川委員 分かりました。

時間もですか、開始時間。

生涯学習課長 時間につきましても、1回目と2回目の時間の間隔をどのぐらい取れば混雑しないかなど、実際やったことがなかったものですから、そういったことも協議しながら、去年は進めた経緯がございます。

ただ、やはり昨年、受付も含めまして1回目と2回目の間隔が少し短かったのかなというのもございます。今年度につきましては1回目の受付時間につきましては午前11時半ぐらいからというような形で今実行委員のほうと協議してまして、そのような形で進めていきたいなというふうに考えてございます。

以上でございます。

古川委員 分かりました。

委員長 ちょっと私のほうからもここで聞かせていただきます。

18歳が成人年齢になるという中で、今後は名称等々どのように成人式のほうを進めていくのか伺います。

生涯学習課長 成人年齢の引下げが令和4年4月1日から施行されまして、一応18歳が成人の年齢という形になるわけでございますけれども、そうしますと成人式は何歳からなのというようなお話が出てまいります。このことにつきましては、既に那珂市も二十歳を対象にやろうということには決定をしております。

名称につきましてなんですけれども、今度成人式という名称が使えませんので、その事業名につきましては、令和2年と令和3年の成人者、また高校生会とかがございますので、そういった方々と話を進めてまいりまして、最終的に「二十歳の集い」という形で令和5年の成人式からは実施していきたいという形で進めてまいりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

寺門委員 予算書のほうの223ページ、こちらの歴史民俗資料館のところの運営の中で、下のほうの特別展開催事業ということで、昨年、残念ながら9万7,000円の使用ということで、

新型コロナウイルスでやはり中止になったものもありますよね。今年この8月もせっかく企画して、途中緊急事態宣言で見られないという状態が出てきておりますので、ぜひ機会損失を防ぐために、ビデオで記録していただいて、あとはSNS等に配信をしていただければ、後で見られますので。もしくはその後それにまつわる講演会等も、やっていただいてもいいと思うんで。せっかく展示に協力された方々がやはり残念な思いをしているんで。我々も見て、やはり知識、鑑賞もしたいということもありますので、ぜひその辺を検討いただきたいなと思います。私はお願いのほうだけです。

委員長 ほかごさいませんか。

關委員 233ページのかわまちづくり支援制度活用事業についてちょっとお聞きしたいんですけども、この前の長雨で那珂川が増水して、何回かこの場所を見にいつてきたんですけども、下まではちょっと下りてなくて堤防から眺めただけなんですけれども、芝なのか草なのかちょっと分からないんですが、今、芝の状態はどうなんですか。

生涯学習課長 現在の芝の状態なんですけれども、今年の5月に下流側の広場についても芝の種まきを行いました。北側の多目的広場につきましては、もう2年ぐらい前に芝張りが終わっているんですけども、先週、芝刈りしたところ、結構いい感じで根づいていまして、その根の張り方の強さというのはちょっとまだ使用していないんで分からないところもありますけれども、芝自体は結構きれいに生えそろっているというのが現在の状況でございます。

以上でございます。

關委員 いよいよ来年4月から供用開始というふうになるんですが、前にもお話をお伺いしたときに車の出入り口ですか、一方通行にするようなお話をお伺いしたんですけども、それとトイレの設置場所、この辺のところはまだ一般の利用の方々には周知はされていないと思うんですが、どうも議員の何人かのお話だとちょっとトイレが端っこで遠過ぎると。実際利用するとなると子供とかお母さん方が不便を感じるんじゃないかという点で、その場所の変更をする必要性もあるんじゃないかなという話をしているんですが、それが1点と、あと道路が南側から恐らく利用する際に車が入って、北の那珂西大橋のほうに抜けるような一方通行を考えていらっしゃると思うんですけども、利用する方々はやはりどうしても来たところから出たいという交互通行を望む人も多んじゃないかと思うんですけども、その辺のところはトイレの設置場所と含めていかがですか。変更する必要があるかどうか。

生涯学習課長 まず一つ、トイレの設置場所の件でございますけれども、トイレの設置場所につきましては、土地を買収して決定したものでございますので、こちらのトイレの場所の変更というのは今からはちょっとできないという状況でございます。

もう一つ、道路の一方通行の件ですけども、道路交通法上のほうは一方通行を必ず規制するということはちょっとできないと思うんですけども、確かに大きな大会なんか

を実施すれば、かなりの車が来場するという事は想定できます。多少その周辺の住民の方にもご迷惑はかかるかと思うんですけども、そういった交通整理の部分については今後運用していく中で考えていかなければならない重要なことだと思っておりますので、委員のご意見も受けまして、引き続き検討させていただきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

關委員 あと実際の利用に際して、野球、ソフトボール、もしくはサッカーなども頻繁に行われるんでしょうけれども、川のほうのフェンスは今の状態だと造らない予定だと思うんですけども、結構あそこマムシも多くて危険な場所でもあるわけですね。増水なんかになると余計そういう危険性があるんで、そういったボールが川のほうへ行かないような対策は何か考えていらっしゃるんでしょうか。

生涯学習課長 堤防の中になりますので、その工作物自体が設置できないということもございます。利用していて、ボールが川に入ってしまうということもあるかとは思いますが、それは使用者の責任という形になるのかなというふうに思っております。工作物のほうの設置については、今のところ考えてございません。

以上でございます。

武藤委員 総合公園のネーミングライツというのをやっていたと思うんですけども、この問合せ状況とか、その後の推移とかどうなっているのか。これはもし金額とかの面で高かったら安くするのかどうかあたりまで伺いたします。

生涯学習課長 ネーミングライツについて昨年、ご説明させていただきました。

今現在の状況を申し上げますと、ちょっと興味を示してくれている事業者が一件ございまして、そこと協議中でございます。ただ、すぐに契約に至るかどうかというのは、まだ分からない状況でございます。今年度中に金額の変更というところまではいかないと思うんですけども、このままその申込者が決定しない場合につきましては、金額の変更なども含めて検討していく必要があるのかなというふうには思っております。

以上でございます。

古川委員 今の説明の件で、仮に金額を変更して、つまり安くした場合に、これは何年更新でしたっけ。次回も当然その金額になりますよね。ならないですか。

生涯学習課長 安くした場合ですか。そうですね、安くした場合は、その最低価格が、例えば今170万円なんですけれども、例えばそれを100万円にすれば、その100万円以上の何者かあれば入札という形になりますんで、その決定額という形になると思います。

次回契約するときについては……

教育部長 私のほうから。ただいま課長が回答したとおり、今事業者と協議を進めております。

私どもとしては、やはりこの最初に決定した要項どおりの170万円ということでネーミングライツは進めていきたいと思っております。ただ、今新型コロナウイルス感染症と

かの状況で経営状況が悪化しているということも現実としてあるかもしれません。

私たちとしては、まずはこの170万円でいきます。その後、本当に申込者がいないというときの検討の一つの可能性として金額を下げるという方法もあるかと思います。今、それを検討する段階ではないということでご承知おきください。お願いします。

古川委員 分かりました。私もそのほうがよろしいかなと思います。

総合公園の名前を企業の名前にすることの価値が下がってしまうような気がするし、そもそも170万円というのが妥当なのかどうか分かりませんが、ちょっとそんな気がしましたので、あまり簡単に変えるべきじゃないのかなというふうに思います。

以上です。

寺門委員 予算書の227ページをお願いします。調書は138ページです。

ブックスタート事業というのがありますけれども、令和2年はコロナ禍にもかかわらず82.8%ということで、結構ご参加いただいているというのが大変私は評価しているんですけども、やはり小さいときに絵本に親しむというのは非常にいいことなので継続していただきたいと思うんですけども、これは絵本については、親御さんというか親子のほうのリクエストで配布するのか、または何か特定のテーマの中で配布しているのか、ちょっとお伺いします。

図書館副館長 図書館、寺門です。

本は、統計上、いろいろ配布して人気のあるもの、もしくはお勧め本みたいのが来るんですけども、その中で選んで決めております。

以上でございます。

寺門委員 というと、図書館の中で何冊か選んで、その中で好きなものをどうぞというスタイルですか。

図書館副館長 はい、そのとおりでございます。

寺門委員 もう大分5年以上実施しているんで、評価はどうなんでしょうか。これは利用されている方の声というのは聞いたことがありますか。どういう評価になっていますか。

図書館副館長 参加された方には、絵本を読むきっかけになったとか、あと親子で読み聞かせといたしますか、やるきっかけになったということでおおむね参加された方については良好な評価をいただいているのかなとこちらは判断しております。

以上です。

寺門委員 分かりました。

小学校へ行くと、それぞれまた読書推薦のいろんな仕掛けがありますんで、中学校もそうなんです。幼児の時期、特に保育園、幼稚園。幼稚園でもやっていますね、今一環として。保育園でも始まると思うんですけども、図書館としてもぜひ3歳児あたりをターゲットにもう一度そういう絵本をお見せする機会を設けていただけたらということで、これは要望しておきます。

以上です。

委員長 ほかにございませんか。

(なし)

委員長 なければ質疑を終結いたします。

以上で生涯学習課の所管部分を終了いたします。

暫時休憩いたします。お疲れさまでした。

休憩（午前11時45分）

再開（午前11時47分）

委員長 再開いたします。

学校教育課が再出席いたしました。

先ほど保留になった答弁の説明をよろしく願います。

学校教育課長 先ほどの保留になっていた件につきまして、お答えさせていただきたいと思っております。

まず一つ目、給食センターの運営事業の雑入でございます。

こちらのほうにつきましては、主食類につきましてはの収入源となった事業者への補償として負担金をお支払いしたというところは、先ほどご説明したと思うんですけども、その補填としまして学校給食会を經由で市のほうに入ってきているものがございまして、そちらがこの雑入に入っております。その金額につきましては176万4,000円ほど補填という意味で学校給食会のほうから入っております。それを基に市から事業者へ支払ったというものでございます。

次に、学校給食費の滞納のほうの件でございます。

まず、滞納となっております方の人数につきましてでございます。小学校のほうが16人、中学校のほうが32人ということになってございます。こちらは現年分と過年分合わせてでございます。現年分は、去年の令和2年度分だけに限りまして、小学校のほうはゼロです。中学校のほうが8人というような内訳になってございます。

滞納となる理由でございますけれども、ほとんどの方が生活困窮というところかというふうに捉えております。

次に、徴収率でございます。

先ほどもお答え申し上げましたとおりでございます。現年分が99.78%、そこに過年度分が24.25%、これを合わせますと若干率が下がるということになりまして、合計しますと98.8%となるというところでございます。

滞納となった場合の対応策ということでございます。

現年分につきましては、現在、児童手当からの充当ということで、ご協力をいただいで同意をいただける方は、児童手当からの補填ということで対応してございます。また、それができない方につきましてはこちらから督促・催告状の発布、あるいは臨戸訪問で

の徴収というようなところで対応しているところがございます。

続きまして、プール解体のほうの費用の件でございます。

調べましたところ、アスベストのほうは調査した結果、含まれておりませんでした、こちらのほうも。大変失礼いたしました。

ただ、こちらの主要施策調書のほうで、記載のほうに誤りがあったことが実はございまして、118ページのほうでございます。こちらのほうの工事請負費の中のプール解体工事の木崎小学校、芳野小学校の2つでございますけれども、こちらの金額が実は上下が逆転しておりまして、木崎小学校が1,910万7,000円、芳野小学校のほうが1,445万4,000円ということで、こちらが逆になっておりました。大変申し訳ございませんでした。

金額の増減につきましては、設計から入札後の落札というようなところで若干その差が出るというようなケースがございまして、こちらの場合はアスベストではなくて、その差金によるちょっとばらつきは、設計額に比べますとばらつきがあるというようなところでございました。大変失礼いたしました。

以上でございます。

委員長 ありますか。

古川委員 すみません、ちょっとよく分からなかったんですけれども、先ほどの雑入の件。休校とかでお弁当を頼めなかった業者、ごめんなさい、もう一回ちょっと、説明していただきたいんですけれども、それをなぜ学校給食会が補填するのかというのがちょっと分からないんですけれども。

学校教育課長 こちら主食の、米飯、麺類、パンというふうなところの事業者につきまして、学校が休業になったことによってその提供ができなくなったことによって、収入がまず減ってしまったという状況がございます。

その部分につきまして、学校給食会のほうで取りまとめて、各市町村のほうに学校給食会が払う補填するお金はそもそも国からの補助で、それを学校給食会のほうを経由して那珂市に入ってきたというルートでございますが、そういった主食類の提供事業者に入源となった分の補填で払おうというのを取りまとめたのが学校給食会というようなところで一つ窓口になって、各市町村に学校給食会から補填金が下りてきたというようなところでございます。

以上です。

古川委員 ごめんなさい、よく分からないけれども、いいや。

教育部長 まず、去年の年度当初の学校の一斉休業で給食が停止してしまったんです。発注予定だった、今課長が言ったような米飯、パン、麺、そのようなものも既にキャンセルができなくなってしまった分を補填という形なんですけど、実はその実施事業者が学校給食会なんです。那珂市がパン屋さん、米飯業者をお願いしているんじゃなくて、学校給食会が実際の分をまとめて、そこから発注しているということで、国の補填を受けるの

が学校給食会なんです、臨時交付金で。それを学校給食会がそれぞれの市町村、那珂市はこれだけ、東海村はこれだけこう分配してくれて、雑入で受けたのを私たちが事業者に払ったという経由したというそういう流れです。

以上です。

古川委員 分かりました。ありがとうございます。

副委員長 すみません、先ほどの給食費の滞納についてちょっとお聞きしたいんですけども、まず滞納が発覚というか分かった時点で、最初保護者へのお知らせは児童を通してのお手紙とかになるんでしょうか。

学校給食G長 給食センター、津賀と申します。よろしく申し上げます。

滞納が2か月を迎えた方について、各学校に未納者の調書の依頼をかけております。その情報を基に児童手当からの充当の依頼ですとか、訪問のほうを進める形を取らせていただいております。

保護者へのお知らせについては、現段階ですと学校が休業しておりますので、こちらから直接保護者のご住所のほうを学校を通してご提供いただきまして、通知のほうを流させていただきますというんですけども、通常ですと学校を運用している場合には、お子様を通して、保護者の方に通知申し上げます。

以上になります。

副委員長 分かりました。

じゃ、最初は通知を児童を通して出して、2回目以降はそういう訪問なり、また別途お手紙を出したりということよろしいんでしょうか。

学校給食G長 はい、間違いありません。

委員長 ほかがございませんか。

(なし)

委員長 以上で学校教育課の再質問を終了いたします。

暫時休憩いたします。

休憩（午前11時56分）

再開（午後1時01分）

委員長 再開いたします。

健康推進課が出席いたしました。

議案第56号 令和2年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について（健康推進課所管分）について執行部より説明を求めます。

健康推進課長 健康推進課課長、玉川でございます。よろしくお願ひいたします。ほか3名出席をしております。

着座にて説明をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

それでは、決算書130ページをお開き願ひます。決算主要施策調書につきましては62ペ

ージから68ページまでが健康推進課所管の事業となります。

説明に入る前に、資料の訂正がございますので、ここで訂正をさせていただきます。

決算主要施策調書の63ページに誤りがございましたので、訂正したものを机の上に置かせていただきました。お手数ですが、そちらのほうに差し替えのほうをお願いしたいと思います。

あともう一つ申し訳ありません。決算主要施策調書の68ページのほうをお開きいただきまして、こちらがん検診推進事業なんですが、検診実績の受診者数の中に誤りがあります。下の段、乳がん検診になります。令和2年度の実績の数字で、乳がん検診、集団検診の中で枠が3つございますが、真ん中の枠、マンモ1方向で実数が書いてありまして、その下に(24)、クーポン対象者の数が24と書いてありますところを、こちら40名でしたので、40に訂正のほうをお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、ご説明をいたします。

款、項、目、支出済額の順にご説明をさせていただきます。

4款衛生費、1項保健衛生費、次のページになります。1目保健衛生費、支出済額3億4,212万5,602円でございます。繰越明許費150万円につきましては、新型コロナウイルス感染症緊急対策事業におきまして、総合保健福祉センター施設内の洗面台の水栓を自動水栓に替える修繕でございます。実際には令和3年7月30日に修繕工事は完了しております。こちらの主な事業としましては、健康推進課と環境課の職員人件費、保健衛生費事務全般に係る保健衛生総務事務費、総合保健福祉センター管理事業、医療体制に係る運営費補助事業、新型コロナウイルス感染症緊急対策事業でございます。不用額の主なものにつきましては、総合保健福祉センター管理事業の指定管理に係る委託料、総合保健福祉センター空調工事の入札差金による工事請負費、新型コロナウイルス感染症緊急対策事業におきます医療機関応援支援金等の交付金において不用額が生じております。

続きまして、決算書の134ページをお開きください。

中段になります。2目予防費、支出済額1億9,715万1,841円でございます。こちらの主な事業としましては、幼児健康診査、予防接種、妊産婦・乳幼児健康診査、家庭訪問、子育て包括支援センター事業など母子保健に関わる事業と、新型コロナウイルスワクチン接種事業でございます。不用額の主なものにつきましては、新型コロナウイルスワクチン接種事業において、一般の方へのワクチン接種の開始時期が当初予定されていたよりも遅れたことによりまして、接種券発送時期や相談予約業務の開始が遅れましたので、そちらに係る役務費、委託料、そちらに大きな不用額が生じたものでございます。

続きまして、138ページをお開き願います。

下段になります。3目健康増進事業費、支出済額2,573万8,155円でございます。こちらは健康相談、成人の生活習慣病予防検診、がん検診、自殺対策強化事業になります。

続きまして、236ページをお開き願います。

中段になります。12款諸支出金、3項償還金、1目償還金、支出済額5,911万7,616円のうち100万3,000円が健康推進課所管になります。こちらは過年度の国庫負担金等の精算に伴う返納金となっております。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

委員長 質疑ございませんか。

古川委員 2点お伺いします。

まず一点目が、施策調書の63ページ、新型コロナウイルス感染症緊急対策事業で、事業内容の一番目のところに書いてあります電解水生成装置を購入したということで、いつ、どこで何名が来場されて配布したのかということが書かれていますけれども、その後、何か使っているのかいないのか、ちょっと使っている様子があるかえないうけれども、その後、その装置を利用されているのかということがまず一つ。そして、当時、この装置を購入した頃でしょうか、有効性が低い、いわゆる効かないというような報道もございました。その点については、今後の予定も含めてどんな感じなのかお伺いしたいと思います。

健康推進課長 答えいたします。

電解水生成装置につきましては、最初の頃、7月まで実際に市民の方へ、その電解水のほうの配布をしておりました。その後、一般の方への配布はしておりませんで、庁内の中でそういった装置を使う必要があるかどうかということで募りまして、菅谷保育所とひまわり幼稚園のほうで今現在使用をしております。

使用目的としましては、菅谷保育所につきましては、給食室のほうに設置をいたしまして、食材、野菜等を洗うとか、そういったところに使われていると。それだけではなくて、ひまわり幼稚園のほうもそうなんです、お子さんたちが使うおもちゃですとかそういったところを洗うときに消毒をするために使用をしていると聞いております。

この使用につきまして、今後についても使用していく予定でおります。

あと、有効性につきましては、最初新型コロナウイルス感染拡大が今よりは少なかったとは思いますが、広がった際に一気にアルコール等の消毒薬が不足したときに、にわかに出てきたのがこの電解水だったかと思えます。その当時もその有効性につきましてはいろいろ研究途中という中で、市民の声も多かったのもそのあたりも配布には踏み切らせてはいただきましたが、やはり使う場面に応じて、消毒という有効性はあるということで現在も使うような形で活用を保育所と幼稚園のほうで図っていただいているということになります。

以上です。

古川委員 現在でも幼稚園だったり保育園だったりでお使いになっているということは、当然有効性があるから使っているわけですよね。有効性がなかったら、ただの水ですもんね。

ということは、幼稚園、保育園だけじゃなくて、ほかにももっと使い道たくさんあるんじゃないのかなという気がするんですけども、まあいいです。今お答え結構ですけども、もっとこれ有効活用できるんじゃないかなというふうに思っているのです。

これちなみに、装置はお幾らですか。備品購入費230万円とありますけれども、このうちのこの装置はお幾らぐらいでしたっけ。

健康推進課長 細かい数字は手元に今そろえていないんですが、2台買いました。2台購入をさせていただいて150万円前後だったかと。

古川委員 150万円。

健康推進課長 はい。

すみません、訂正です。もともと予算見積りで取ったときに150万円ぐらいで取ったんですが、実際には112万円ぐらいの金額になっております。

以上です。

古川委員 いずれにしても、一台、112万円だとしても五十何万円かかっているわけですから、使えるのであればもっと使えるところを探していただいて、有効活用していただきたいというふうに思います。

それと2点目が、施策調書の67ページですけども、こちらも新型コロナウイルスワクチンの接種事業になりますけれども、いわゆるワクチンを保管する、冷凍庫というんですか、これ下にあるディープフリーザーというのがそうでしょうか。これはその上に備品購入費があって10万1,200円とありますけれども、この冷凍庫はこのぐらいで買えたんですか。

健康推進課長 はい、この一番下に書いてありますディープフリーザー購入、これは補助金になりますので、こちらのほうは市内のご協力いただける医療機関のほうで購入をしていただいたのでそこに対する補助になります。ですので、一つこれぐらいの金額がかかったと。

その上にあります備品購入費10万1,200円につきましては、こちらはワクチンを基本型から各医療機関に移送するときに使います保冷ボックス、そちらのボックスのほう令和2年度の予算の中で2つ購入しておりますので、そちらのものになります。

以上です。

古川委員 そうしますと、このディープフリーザーというものを購入したのは、医療機関であって、例えば中央公民館とかでやっていた大規模接種というんですしたっけ、集団接種か、に使うワクチンの保管はどこでしていたんですか。

健康推進課長 ワクチンにつきましては、市内でそもそも国から来るワクチンは、市内で3か所の基本型と言われる医療機関で冷凍の状態保管をしておいていただいています。市の集団で使う予定の数日前にそちらのほうから冷凍庫から取り出しまして、保健センターにあります薬品冷蔵庫、そちらのほうで2度から8度の温度の中で管理をしております。

して、会場に持ち込んで接種をしておりました。

以上です。

古川委員 はい、分かりました。

それで、先ほどの電解水の生成装置もそうですし、これもそうなんですけれども、今後ワクチン接種はまだまだ続くかと思うんですけれども、このマイナス何度でしたっけ、80度だか何度かぐらいにできるこの冷凍庫ですよ。ということは、医療機関にしかないのか。市役所では持っていないということですよ。じゃ、ちょっと話ずれちゃうかもしれないけれども、この冷凍庫もファイザー社製がマイナス何十度、80度ぐらいで保管しなければいけないということで、今後、例えばですけれども、モデルナ社製だとかアストラゼネカだとか今またいろんなワクチンが出てきましたね。こういったことにも使用できるのかなど。結局これも今後有効活用してくださいという意味でお聞きをするんですけれども、その辺はどうなんでしょうか。

健康推進課長 今現在、使われているディープフリーザーにつきましては、マイナス75度、今委員がおっしゃったようにファイザー社のものはマイナス75度の設定の冷凍庫専用になります。モデルナ社に関しましては、マイナス20度の設定なので、マイナス20度の設定の冷凍庫、それぞれがそれぞれで専用になっておりますので、その今後の活用につきましては特に国のほうでも各市町村に国が用意して配布するという話もありましたが、実際にその後その配布されたものを返すのかとか、どういうふうにするのかとか、そういった指示についてはまだ一切出てきておりませんので、実際には医療機関のほうでご利用をいただくような、マイナス20度ですと医療機関の中でそもそも持っているところも多いので、ふだんの診療の中でもご利用はしていただけるのかとは思っております。

以上です。

古川委員 分かりました。ありがとうございます。

委員長 ほかにございませんか。

(なし)

委員長 なければ、質疑を終結いたします。

以上で健康推進課の所管部分を終了いたします。

暫時休憩いたします。お疲れさまでした。

休憩（午後1時18分）

再開（午後1時19分）

委員長 再開いたします。

社会福祉課が出席いたしました。

議案第56号 令和2年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について（社会福祉課部分）について執行部より説明を求めます。

社会福祉課長 社会福祉課長の綿引です。ほか3名が出席しております。よろしくお願いいたします。

それでは、決算書108ページをお開き願います。なお、決算主要施策調書につきましては42ページから46ページまでが社会福祉課所管事業となります。

決算書の款、項、目、支出済額の順にご説明いたします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費62億8,499万1,693円。この支出済額のうち約54億6,000万円につきましては、昨年、給付対象者1人につき特別定額給付金10万円を支給しました特別定額給付金事業の事業費となっております。

決算主要施策調書は42ページでございます。

決算書につきましては、ページをめくっていただきまして、111ページになります。

備考欄の上から3つ目の丸印でございます。国民健康保険特別会計繰出金4億1,123万3,785円、こちらにつきましては保険課の所管となります。

109ページに戻っていただきまして、中段でございます。不用額は3,171万3,307円でございます。そのうちのおよそ2,100万円につきましては、特別定額給付金事業に関する残額でございます。

続きまして、112ページをお開き願います。

下段になります。3目障害福祉費14億1,169万5,921円でございます。不用額4,403万9,079円のうち主なものは、ページめくっていただきまして115ページ、19節扶助費2,875万544円でございますが、そのうちのおよそ2,400万円につきましては、障がい児及び障がい者の各種障害福祉サービスの給付事業の扶助費の残額でございます。

決算主要施策調書は43ページでございます。

こちらの扶助費につきましては、利用者数及び利用者の利用時間等が増えたこともございまして、昨年度と比べ約9.3%増加いたしました。

続きまして、決算書の130ページをお開き願います。

上段になります。3項生活保護費、1目生活保護総務費7,401万9,388円。

続いて下段になります。2目扶助費4億5,610万8,770円でございます。

決算主要施策調書は46ページでございます。

こちらの扶助費につきましては、昨年度と比べまして減少いたしました。

続きまして、決算書の236ページをお開き願います。

12款諸支出金、3項償還金、1目償還金5,911万7,616円のうち、3,923万5,730円が社会福祉課の所管でございます。これにつきましては過年度の国庫負担金等の精算に伴う返納金となります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 質疑ございませんか。

(なし)

委員長 なければ質疑を終結いたします。

以上で社会福祉課の所管部分を終了いたします。

暫時休憩いたします。

休憩（午後 1 時25分）

再開（午後 1 時26分）

委員長 再開いたします。

こども課が出席しております。

議案第48号 那珂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部より説明を願います。

こども課長 こども課長の加藤でございます。ほか職員 8 名が出席しております。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、議案書の14ページをお開き願います。

議案第48号 那珂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

那珂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が交付され、家庭的保育事業等における業務負担軽減を図る観点から家庭的保育事業者等における諸記録の作成、保存等に関する基準が緩和されたことを踏まえ、本条例の一部を改正するものです。

次の15ページをお開き願います。

こちらが改正本文になりまして、次の16ページから18ページが新旧対照表、19ページが条例改正の概要になります。こちらの概要の資料を基にご説明いたします。

まず、条例の名称の家庭的保育事業等とは、保育者が居宅において保育を行う事業、利用定員が 6 人以上19人以下の小規模保育事業、乳児・幼児の居宅において行う居宅訪問型保育事業、事業者が雇用する労働者の乳児・幼児を保育するために設置する事務所内保育事業等でございます。いずれも満 3 歳未満の者となっております。これら家庭的保育事業者等の業務負担軽減等を図る観点から、諸記録の作成、保存等書面で想定されるものについては、原則として電磁的な対応を認めることとするための基準を第49条に追加するという改正でございます。

改正条例附則の施行期日につきましては、公布の日から施行するとしてございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。

討論はございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第48号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第48号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第56号 令和2年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について(こども課所管部分)を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

こども課長 決算書に基づきまして説明をさせていただきます。

まず最初に、こども課所管の決算主要施策調書の52ページでございます。

民間保育所等児童入所事業の令和2年度の実績の延べ人数と月平均の2か所に誤りがありましたので、差し替えをお願いいたします。大変失礼いたしました。よろしく願いいたします。

それでは、決算書に基づきまして説明をさせていただきます。

決算書の118ページをお開き願います。なお、資料の決算主要施策調書でございますが、48ページから57ページがこども課所管事業となっております。

それでは、款、項、目、支出済額の順にご説明をいたします。

3款民生費、1項社会福祉費、6目医療福祉費、支出済額3億5,040万1,603円でございます。主な不用額でございますが、19節の扶助費ですが、こちら医療福祉扶助費、いわゆるマル福の残額でございます。3,372万6,151円でございます。

続きまして、同じページ、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、支出済額1億1,963万3,526円でございます。主な不用額は1節の報酬の699万286円でございますが、こちらは公立学童保育所の支援員に対する賃金の残額でございます。それと、121ページでございます18節の負担金補助金及び交付金の599万9,500円でございますが、こちらは民間学童保育所に対する補助金の残額が主な不用額となっております。

続きまして、122ページをお願いいたします。

2目児童措置費、支出済額23億9,185万1,347円でございます。主な不用額でございますが、12節の委託料4,512万84円でございますが、こちらは民間保育所等児童入所事業で、民間の保育園等に支払う委託料の残額などがございます。また、18節の負担金補助及び交付金の2,269万8,870円ですが、こちらは民間保育所等支援事業で、民間保育所等に対

する補助事業に係る一時保育や延長保育等を行った実績に基づいて補助金を支出した残額、また、病児保育補助事業の補助金の残額等でございます。

その下にあります19節の扶助費8,391万8,050円につきましては、児童手当及び児童扶養手当の給付金の残額でございます。

続きまして、124ページをお願いいたします。

3目保育所費、支出済額2億5,264万5,565円でございます。

続きまして、128ページをお開き願います。

4目発達相談センター費、支出済額138万9,802円でございます。

続きまして、少し飛びまして134ページをお開き願います。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費、支出済額1億9,715万1,841円でございますが、このうち子ども課の所管となりますのが137ページをご覧ください。137ページの下ほどにございます、事業名は未熟児養育医療給付事業でございます、支出額は234万8,106円でございます。

続きまして、また飛びまして236ページをお開き願います。

12款諸支出金、3項償還金、1目償還金、支出済額5,911万7,616円でございます。こちらは前年度の事業の確定に伴い精算をいたしました国・県への返納金でございます。このうち子ども課の所管分として支出した額は1,812万4,993円でございます。

それから、令和3年度の行政組織機構の見直しにより市民協働課より引継ぎを受けた事業になります。決算書96ページをお開き願います。

2款総務費、1項総務管理費、14目諸費のうち、すみません、ページが99ページになります。99ページの結婚支援事業12万2,624円でございます。事業概要としましては、ふれあいパーティーの開催等ございましたが、令和2年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となりました。そのほかいばらき出会いサポートセンターへの入会登録料の補助等になっております。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

委員長 質疑ございませんか。

古川委員 今、最後にご説明いただいた結婚支援事業、施策調書の48ページなんですけれども、今ご説明で令和2年度は新型コロナウイルス感染症の関係で、ふれあいパーティーのほうで中止になったと。加えていばらき出会いサポートセンターへの、これは補助、委託しているということですね。両方やっているということなんですか。何かその事業目的のところの文書を見ると、令和2年度からは新たな結婚支援事業を実施することになったというのは、これは何を言っているんでしょうか。

子ども課長 第1条の総合戦略で掲げた目標が、令和元年までの累計カップル成立数が40組を達成できたためということで、令和元年度をもって当事業は廃止というか、新たに行うということで、令和2年度からは新たな結婚支援事業を実施することになりましたが、

令和2年度はふれあいパーティーのほうは中止ということになってございます。

それ以外というか、あとはいばらき出会いサポートセンターへの負担金とか、いばらき出会いサポートセンターに入会するための登録料があるんですが、登録料に対して5,000円の補助をつけるということで事業は一度、令和元年度で1回締めまして、令和2年度から新たな結婚支援事業を開催するという事となっておりますが、内容的には同じようなこととございます。

古川委員 ということは、市独自のふれあいパーティーは、廃止していないということですよ。加えて、令和2年度からはいばらき出会いサポートセンターへの負担金だったり、その委託しているという2つになったということですよ。

こども課長 そのとおりでございます。令和3年度もふれあいパーティーの開催の予定はしてございますが、コロナ禍の中で状況がまだ確定していないということではございますが、令和3年度には開催するという予定でございます。

古川委員 分かりました。であれば、ちょっと書き方、それ令和元年度をもって廃止、当事業を廃止として言葉おかしくないですか。多分、何か区切りをつけたというだけでしょう。事業そのものをやめちゃったわけじゃないですよ。

こども課長 委員ご指摘のとおりでございます。廃止というのはおかしいということだと思いますので、この文言等は後で訂正をさせていただきたいと思っております。

古川委員 ごめんなさい。実際言いたいことというのは、こども課が担当所管というか、担当しているということは、目的はカップルをつくることじゃないですよ。

だから、目標としてカップルの成立40組というのはいいとしても、40組カップルができたから目的を果たしたわけじゃないですよ。目的は何ですか、課長。

こども課長 こども課の仕事としましては少子化対策でございますので、カップルを成立させて、結婚をしていただいて、子供をたくさん産んでいただくというのがこども課の役割だとは認識しております。

古川委員 じゃ、そのカップルになった、結婚した、お子さんが産まれた、そこまでつかんでいますか。

こども課長 委員ご指摘のとおり、つかむのが大変難しいというところです。カップル成立したよというのは分かるんですけども、その後の行動というか、実際に結婚して、どこに住んで子供ができたとか、そういう追跡調査ではないんですけども、そういうのはなかなか難しいという状況ではございますが、何らかの方法でふれあいパーティーに参加していただいた方にアンケートじゃないですけども、調査票を送ったり、そういうのをしてお答えをしていただければよろしいのかなと思っておりますので、今後そういう対応というかを考えていきたいと思っております。

古川委員 アンケート取るということね。

こども課長 今後、検討していきたいと思っております。

古川委員 おっしゃるとおり、確かに結婚、出産というのは、これは本当にまさしくプライベートな話なので、そこまで追えないのかもしれませんが、ただやはり気になるのはカップルが40組できました、めでたしめでたし、事業目的達成ということじゃないということはきちんと認識いただいて、だから、もうやめた、先ほど令和元年度でやめちゃったんですかと話をしたのは、同じ形がいいかどうかは別としてもやり方はいろいろ変えていってもいいと思いますけれども、そういう支援は今後も必要なのではないかなと。いばらき出会いサポートセンターにただぶん投げて、委託して、やっていますというのは、ちょっと那珂市としては残念かなという気がしますので、引き続き何らかの形で継続してほしいなという話でございました。

以上です。

委員長 ほかがございませんか。

寺門委員 調書のほう50ページです。予算書は121ページ、学童保育事業についてなんですけれども、これ去年の実績で定員をオーバーしているところが3か所ありまして、特にゆたか学童クラブ、これは27名もオーバーしています。これ施設的にそのキャパはどうなのかということですね。オーバーした分の受入れ体制があるのかがまず一点と、今年ですか、学童で新型コロナウイルスの感染者が出たのは、聞いておりますけれども、その新型コロナウイルス感染対策というのはどうなのでしょうかといいところですね、そのオーバーの分に対して。

こども課長 まずゆたか学童クラブの定員60名のところを、実際令和2年度は、登録は87名となっております。実際、定員60名とはしておりますが、面積的にはこれより入れるという基準でこの定員を決めておるといことです。

それから、登録は87名しているんですが、毎日87名が来て、入所しているというところではないので、満杯、満員というかではございますが、多少この87名よりは少ないところで動いているというところがございます。

それから、感染症対策でございますが、まず感染症対策の備品等の購入をしまして、空気清浄機とか、あとはつい立てとか、あとは学童保育所、テーブルで皆さん、学習したり遊んだりしているんですが、そのテーブルの数を増やしまして、密にならないような対策を取っているところでございます。

以上です。

寺門委員 学童で発生したと聞いているのは、定員半分のところですよ、実際に。密ではないとは思いますが、子供のことでありますから、当然きっちりソーシャルディスタンスが取れるわけがないので、その辺が非常に心配なところなんです。実際、今年出ちゃっているんで。しかも、先ほども室内の広さとかは二十何人オーバーしても来ない人もいるから大丈夫だよという話はされましたけれども、それもちょっとやはりおかしな話で、きちんと守れるかどうかですよ、その辺、対策が。その辺の指導徹底というのは

どういうふうにされていますか。

こども課長 文書等の通知と電話連絡等もしてございますが、お子さん、低学年の方、マスクがおろそかになるとかということとかを徹底していただくとか、あとは消毒作業を徹底していただくとか、そういうのは通知、それから電話等でのご連絡はしているところではございます。

ただ、変異株が増加しているというところで子供のほうの重症化も今後も考えられますので、その辺はもっと徹底して感染症対策の指導等をしていきたいと思えます。

以上です。

寺門委員 もう一つ質問は、決算書の123ページ、調書のほうは52ページです。

民間保育所等児童入所事業ということで、この表を見ますと、入所児童数及び委託料の内訳ということで、合計の前に広域というふうにありますけれども、広域というのは、要するに那珂市以外の方が来られている数字なのか、那珂市の方がよそへ行って受けてもらっている人数なのかというのを、まずそれをお聞きします。

こども課長 広域は那珂市から市外の保育園等に入所している方になります。

寺門委員 那珂市の方がお世話になっている数と。逆に言うと、広域の方で那珂市へ来ている方もいらっしゃるんですね。それはどれぐらいの人数なんですか。

こども課長 すみません、こちらの調書にも載っておりませんが、今のところ手持ちにございませんので、後で報告させていただきます。

寺門委員 分かりました。後ほど教えてください。

要は、那珂市から外で、広域でお世話になっている数というのは1割以上いるので、しかももう那珂市内の保育所は既に手いっぱいという状況ですよ。今後、その保育所を増設というのも小規模ということでは聞いてはいますけれども、あとは少子化で人数が減っていくというのはあるんですけども、定員に満たないところもあるわけで、その辺は入所希望の方が当然、いろんな決定要素をお持ちなので、あそこはいいとか、それぞれ個別のご事情を抱えているとは思いますが、広域、結構な人数ですよ。月平均すると164人ですから、ほぼ1保育園の人数だけが出てっちゃう、よそでお世話になっているという話なんで、この辺を今、小規模でやりましょうということで予定は立ててはいますけれども、それでは追いつかないんじゃないでしょうかということなんです。

市内は市内ですできるだけ受入れができて、保育ができればいいんだと思うんですけども、どうもその辺がうまく、今こども課でやろうとしているところが、ちょっと違う方向を向いているんじゃないかなと。現実とはちょっと違うような感じですよ。小規模だと100名弱でしたかね、たしかね、増設。しかも、令和5年の話ですから、今の状態とその2年後を考えるとどうなのというところはよく考えていただきたいのと、今でも待機児童はいますよね、毎月。現在の話でも。これ解消されていないですよ。

こども課長 厳密にいう待機児童は実際はいらっしゃいます。

寺門委員 3月末でしたかね、4月のときに13人とか何とか言っていましたけれども、毎月データを見ますと、入所できませんよというバツ印がホームページでも確認できるんで、ゼロ歳児は空いているんですけども、特に2歳児が空いていませんという話だと思っておりますけれども、その辺、このデータ、決算で見る限りどうなんだろうなというところがちょっと今後、十分検討をいただきたいと思うんですけども、どうですか。

こども課長 委員ご指摘のとおり、短期的にはゼロ歳児から2歳児の保育需要が多くなるということで小規模保育事業の保育園を今年度募集して、来年度に工事、令和5年度開所ということで計画は立てております。そちらは今計画がありますアクションプランに基づいて計画を立てたものを実行しているというところです。アクションプランのほうも、今後改定になりますので、そのときに中長期的な計画、そちらも見直すようになると思いますので、そちらのほうで検討をしていきたいと思っております。

以上です。

寺門委員 分かりました。ぜひ検討よろしくお願ひしたいと思っております。

それともう一点、この保育所の児童入所事業で、市のほうから支援しているお金については、それぞれその人数で単価割をしていくとどうもばらつきがあって、保育園でいうと7万6,000円から大体9万6,000円ぐらいの差、幅があります。一人当たり単純計算すると。要は支援している費用で十分目的とする保育の質が得られているかどうかなんです。その辺はどう考えていますか。この費用対効果という意味でどういうふうに判断しているのかなと思ひまして、それをちょっとお聞きしたいんですけども。

こども課長 こちら52ページ、委託料のほうですが、これは給付費ということで、それぞれ保育園の規模等々で決めておるところです。これ以外も補助金という形で各保育園のほうにいろんな補助を国・県・市、いろいろ区分があるんですけども、そちらで出していくというところがございます。

それをもってその費用対効果等々の話ではございますが、実際のところ目に見えてどうなるというのはなかなか実際はつかめてはいない状況でございます。今後、監査の話になってしまうのですが、民間保育所等の監査につきましては、認可している保育所はその認可基準について、要は職員配置基準とか面積基準なんかは県のほうで監査しているんですが、それ以外の確認制度に基づく監査というのがございまして、これは給付の支給に関する業務の適正な実施とか、そういう観点から市が実施することとなっております。こちら、今現在、市のほうがその要項を策定中ではございまして、それができ次第、監査をしていくということになっておりますので、そういう監査等々もして、実際、どういう費用対効果があるのかとか、そういうのを今後していこうという考えでございまして。

以上です。

寺門委員 効果測定が可能になるということは、大変いいことだと思いますので、ぜひやっていただければというふうに思います。

また、業務監査等も県でもやっていますし、今度は市のほうでもやるということなので、ぜひ各保育園の要望等々、あとはその労働環境等についてもきちんと見ていただいて、あとはよく相談に乗っていただきたいなということをお願いして終わります。

委員長 ほかにございませんか。

古川委員 すみません、もう一点伺います。

同じ123ページの一番下の病児保育補助事業なんですけれども、まずちょっと確認なんですけど、病児保育を行っている医療機関といえいいんですか、はどこですか、現状。

こども課長 病児保育を行っている施設は、那珂キッズクリニックに併設されておりますしろやぎさんのポシェットで実施しております。

古川委員 ごめんなさい、病児保育をしているのは保育園の施設ではなくて、那珂キッズクリニックじゃないですか。当委員会でも2年ぐらい前に視察に行って、病院の中で子供たち、違いましたっけ。施設の中で預かっている、病児を。

こども課長 病院に併設されているところです。

古川委員 分かりました。那珂キッズクリニックさんだけですね、現状は。

実際に、どのぐらいの需要があって、どのぐらい利用されているのかというのは分かりますか。

こども課長 令和2年度の実績ではございますが、受入人数は延べ840人でございます。すみません、市内の方、延べ人数840人でございます。それから、ほかの市町村からも受入れをしているのを含めますと約1,400人程度の利用者があるということです。

以上です。

古川委員 そうしますと、市外も含めて1,400人とおっしゃいましたよね。ということは、市外だけですと約600人ぐらいいらっしゃるということですね。先ほど市内の方は840人ですから、そうですね。

じゃ、1,400名からのお子さんをお預かりしたと、受入れたというのがここまでの実績なんですけれども、どのぐらいのキャパがあるんですかね。というのは、まだまだ施設内、1日平均すると何人になるか分かりませんが、つまりもういっぱいいっぱいなのか、それともまだちょっと多少余裕があるのか。

こども課長 すみません、1日8人程度です。

古川委員 それが定員ですか。

こども課長 はい。

古川委員 この1,400人というのを、そうすると350で割ればいいんですか。1日どのぐらい利用しているのかというのは。そういうことになりますか。

こども課長 あと利用形態にもよりますが、午前中とか午後とか半日とかという利用形態もあ

りますので、一概に1,400人を日数で割るといって1日幾ら、何人というのは正確には出ないというところがございます。

古川委員 午後から預けるということがあるのか。朝、結局なぜ預けるかという親御さんが面倒見られないから多分預けるんでしょう。だから、仕事に行くときに預けていく方がほとんどなんじゃないかなと思いますけれども、まあいいです。

実際に那珂キッズクリニック、1日8名が定員、キャパだということなんですけれども、まだまだ余裕があるんでしたらば、ほかの方とか知らない方が多いんじゃないかなという気がするんです。預けることができるということ。多分、園にそのARINKOMURAとかそのしろやぎさんのポシェットに預けているお子さん優先じゃなかったでしたっけ。もしだとするならば、それ以外の保育園とかに預けていっちゃう親御さんはそういうことができるというのを知らない可能性がある。知っていて預けないのはそれは自由ですけれども、まずそのPRをきちんとしたほうがいいんじゃないかということ、もしもういっぱいいっぱい、1日いつも8人子供さんがもういるよというんであれば、さらにほかにやっていただけたところなんかを当たっていく必要もあるのかなという、その2つお願いします。

こども課長 申し訳ありません。詳細は把握しておりませんので、ちょっと調べたいと思いますので。

以上です。

古川委員 よろしくをお願いします。

委員長 ほかにございませんか。

(なし)

委員長 なければ質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。お疲れさまでした。

再開を14時15分といたします。

休憩（午後2時07分）

再開（午後2時15分）

委員長 再開いたします。

先ほどこども課所管の部分の質問に関しまして、課長、答弁お願いいたします。

こども課長 すみません、まず市内の保育園で市外から来ている入所している方は47人でございます。

それから、ARINKOMURAのほうで保育している方がその病児保育のほう、優先ではないかということですが、それはしておりません。優先ではないです。

それから、訂正がございます。病児保育のほうの1日の定員を8名と言いましたが、定員12名でございます。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

再開いたします。

介護長寿課が出席いたしました。

議案第54号 令和3年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）
についてを議題といたします。

執行部より説明を求めます。

介護長寿課長 介護長寿課長の萩野谷と申します。関係職員3名が出席しております。どうぞ
よろしく願いいたします。

それでは、介護保険特別会計補正予算書の1ページをお願いいたします。

議案第54号 令和3年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）
になります。

4ページをお願いいたします。

歳入になります。

款、項、目、補正額の順にご説明いたします。

8款繰越金、1項繰越金、1目繰越金2,875万4,000円。歳出補正予算との関連におき
まして、令和2年度の繰越金の一部を財源として計上したものでございます。

続きまして、5ページをお願いいたします。

歳出になります。

款、項、目、補正額の順にご説明いたします。

上の段になります。6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金2,083万
6,000円。こちらは令和2年度の実績確定に伴います国県負担金等の返納金になります。

下の段になります。6款諸支出金、2項繰出金、1目一般会計繰出金791万8,000円。
令和2年度の実績確定に伴います一般会計への繰出金になります。

説明につきましては以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（なし）

委員長 質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。

討論ございませんか。

（なし）

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第54号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

委員長 異議なしと認め、議案第54号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第56号 令和2年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について（介護長寿課所管部分）の一般会計の部分について説明をお願いいたします。

介護長寿課長 決算書につきましては、110ページの下段からになります。

決算主要施策調書につきましては、58ページから61ページまでが介護長寿課所管分となっております。

それでは、決算書の110ページをお開き願います。

下段になります。

款、項、目、支出済額の順にご説明いたします。

3款民生費、1項社会福祉費、2目高齢福祉費1億57万2,583円。不用額の主な理由ですが、老人保護措置事業におきまして、老人保護措置者数の見込み減によります扶助費の支出減となります。

続きまして、118ページをお願いいたします。

中段になります。8目介護保険費7億2,034万2,000円。

続きまして、236ページをお願いいたします。

中段になります。12款諸支出金、3項償還金、1目償還金5,911万7,616円。国庫負担金の返納金になりますが、このうち介護長寿課所管分につきましては11万3,985円でございます。

説明につきましては、以上でございます。よろしくをお願いいたします。

委員長 質疑ございませんか。

寺門委員 調書のほう59ページなんですけれども、老人保護措置事業ということで、実績措置状況で措置廃止者と6名ありますが、これはその後どういう状況になるんですか。健康者として立ち直るのかどうか。外れるということは、ちょっと教えてください。

介護長寿課長 6名につきましては、養護老人ホームから長期入院になったり、あとは逆に特別養護老人ホームのほうに行くといったケースが多いかと承知しております。

委員長 ほかございませんか。

(なし)

委員長 なければ一般会計についての質疑を終結いたします。

続いて、介護保険特別会計（保険事業勘定）の審議を行います。

歳入について一括して説明を求めます。

介護長寿課長 それでは、決算書の300ページをお開き願います。

款項、収入済額の順にご説明いたします。

1款保険料、1項介護保険料10億4,611万806円。

2款使用料及び手数料、1項手数料12万5,952円。

3款国庫支出金、1項国庫負担金7億2,840万3,071円、2項国庫補助金2億6,511万

975円。

302ページをお願いいたします。

下段になります。4款支払基金交付金、1項支払基金交付金11億4,273万4,877円。

304ページをお願いいたします。

上段になります。5款県支出金、1項県負担金5億9,832万6,670円。

2項財政安定化基金支出金につきましてはゼロでございます。3項県補助金3,696万87円。

6款財産収入、306ページをお願いいたします。

1項財産運用収入10万7,972円。

7款繰入金、1項一般会計繰入金6億7,815万3,000円。

308ページをお願いいたします。

2項基金繰入金7,076万3,000円。

8款繰越金、1項繰越金2億3,505万1,888円。

9款諸収入、1項延滞金加算金及び過料42万1,577円、2項預金利子につきましてはゼロ円でございます。3項雑入172万3,679円。

歳入の説明につきましては、以上でございます。よろしくをお願いいたします。

委員長 質疑ございませんか。

(なし)

委員長 なければ、質疑を終結いたします。

次に、歳出について一括して説明を求めます。

介護長寿課長 決算書につきましては、310ページからになります。決算主要施策調書につきましては、156ページから159ページが介護長寿課所管分となっております。

それでは、決算書の310ページをお願いいたします。

款項目、支出済額の順にご説明いたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費4,711万9,590円。不用額の主な理由ですが、職員人件費における給料や共済費、職員手当等の支出減によるものでございます。

2項賦課費、1目賦課費157万7,398円。

3項介護認定審査会費、1目介護認定審査会費523万5,349円。

312ページをお願いいたします。

2目介護認定調査等費2,545万7,909円。不用額の主な理由になりますが、新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いとしまして、国から新型コロナウイルスの影響により面会が困難な場合、認定有効期間に12か月の範囲内で期間を合算できると示されたことにより、主治医の意見書の作成件数、要介護認定調査の件数が減少し、役務費及び委託料の支出が減になったことによるものです。

続きまして、4項趣旨普及費、1目趣旨普及費60万4,010円。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費、1 目介護サービス給付費39億5,744万4,864円。不用額2億7,795万9,136円につきましては、介護サービス利用者の見込み減によるものではございますが、支出済給付費の約0.8か月分、執行率にいたしますと93.4%を執行している状況でありまして、ほぼ見込みどおりの予算執行であったというふうに考えてございます。

続きまして、2 目審査支払手数料317万9,973円。

2 項高額介護サービス等費、1 目高額介護サービス等費9,839万2,149円、2 目高額医療合算介護サービス費1,473万7,463円。

3 款財政安定化基金拠出金、1 項財政安定化基金拠出金、1 目財政安定化基金拠出金につきましてはゼロでございます。

314ページをお願いいたします。

4 款地域支援事業費、1 項包括的支援事業・任意事業費、1 目包括的支援事業費4,597万5,937円、2 目任意事業費1,160万9,155円。

3 目在宅医療・介護連携推進事業費795万5,006円。

316ページをお願いいたします。

4 目生活支援体制整備事業費1,416万1,414円、5 目認知症総合支援事業費1,883万5,983円。

2 項介護予防・生活支援サービス事業費、1 目介護予防・生活支援サービス事業費8,476万2,136円、2 目介護予防ケアマネジメント事業費1,064万1,132円、3 目高額介護予防・生活支援サービス費8,104円、4 目高額医療合算介護予防・生活支援サービス費6万2,202円。

3 項一般介護予防事業費、1 目一般介護予防事業費1,415万3,612円。

318ページをお願いいたします。

4 項その他諸経費、1 目審査支払手数料33万4,590円。

5 款基金積立金、1 項基金積立金、1 目介護給付費準備基金積立金につきましてはゼロでございます。

6 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目第1号被保険者保険料還付金89万5,711円、2 目償還金5,995万6,218円。

2 項繰出金、1 目一般会計繰出金1,406万6,457円。

3 項利用者負担額軽減費、1 目利用者負担額軽減費4万8,778円。

7 款予備費、1 項予備費、1 目予備費につきましてはゼロでございます。

説明につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 質疑ございませんか。

寺門委員 決算書の317ページの中ほど、介護予防・生活支援サービス事業について、調書は159ページになるんですけども、これ介護予防・生活支援というのは、訪問、通所とも

にもっと増えるはずなんですけれどもというふうに私は思うんですが、逆に訪問A型や通所サービスが減ってしまっているのは何でなんですかというのと、それから要支援1、2の方以外でもチェックリストのみで事業サービスが受けられるよということになっているんですけれども、これに該当する方というのはどれぐらいいたのかということと、判定はケアマネジャーですかということですね。この2点、伺います。

介護長寿課長 この通所介護等におきまして、令和2年度が減っている理由につきましては、詳細には調べてございませんので理由はちょっとお伝えできないのですが、恐らく新型コロナウイルス感染症の影響で通所のほうをちょっと控えているということも考えられると思っております。

介護長寿課長補佐 2つ目の質問のチェックリスト該当者ということですが、令和3年4月1日現在で64名という形になってございます。

寺門委員 ということは、令和2年度ではいなかったですか。令和3年度は今なんで、去年はない、この中の実績には入っていないということになるんですか。

介護長寿課長補佐 チェックリスト該当者の先ほどの64人というのは、これまで認定されてきたチェックリスト該当になってきた方の累計といたしますか、4月1日現在時点においてチェックリスト該当になっている方の人数が64名ということなので。

寺門委員 去年度は、要するに事業サービスを受けた方というのは、何人いるのか分からないですか。

介護長寿課長補佐 申し訳ございません、サービスごとの人数、利用者人数というのは把握してございません。

寺門委員 何でお聞きしたかというのと、実際はもっといらっしゃるんじゃないかなと。要はこれはケアマネジャーの判定だと思いますんで、そうするとケアマネジャー不足等もあるのかなと。このサービス自体が、その辺についてはどうだったんだろうかなということではちょっとお聞きしたかったんだけど、どうですか、それは。

介護長寿課長 チェックリストにつきましては、ケアマネジャーではなくて地域包括支援センターのほうで確認をしております。

寺門委員 チェックリスト1、2の方以外のそのチェックリストは分かりました、それは。

さっき、去年度のこの実績の中ではどれぐらいの方がいたかというのは、ちょっと今分からないということなんで、じゃ、後ほど教えてください。

委員長 よろしいでしょうか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

以上で介護保険特別会計（保険事業勘定）の質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。お疲れさまでした。

休憩（午後2時39分）

再開（午後２時40分）

委員長 再開いたします。

総務課が追加で出席いたしました。

続きまして、居宅サービス計画給付費返還請求処分取消等請求訴訟の終了についてを議題といたします。

執行部より説明を願います。

介護長寿課長 それでは、居宅サービス計画給付費返還請求処分取消等請求訴訟の終了につきまして、ご説明をさせていただきます。

常任委員会資料の7ページをお願いいたします。

本件につきましては、平成28年9月29日付で、水戸地方裁判所へ提訴されたものでございます。

その訴えの主な内容等につきましては、平成28年第4回市議会定例会におきまして、一度報告を行っているところでございます。

このたび最高裁判所の決定をもちまして訴訟が終了いたしましたことから、その決定された内容等につきまして、報告を行うものでございます。

初めに、1 事件名等でございますが、記載のとおりでございます。

2 当事者でございます。

原告は株式会社タカ、所在地は水戸市河和田町1109番地の1。被告は那珂市でございます。

次に、3 訴えの主な内容です。

茨城県が実施いたしました介護保険事業者に対する指定の取消処分等に伴い、原告が運営する指定居宅介護支援事業所及び指定通所介護事業所に対し、那珂市が不正に請求されたとみなし行いました居宅サービス計画給付費等24万1,151円の返還処分について不服があるとして、処分の取消しを求めたという内容でございます。

ここまでの説明につきましては、平成28年第4回の市議会定例会で報告いたしました主な内容となっております。

続きまして、4 訴訟提起後から訴訟終了までの経過でございます。

まず、平成28年12月16日から平成30年12月21日までの約2年間に口頭弁論10回、証人尋問2回が実施されまして、平成31年3月22日に、水戸地方裁判所から原告請求棄却の判決が下されました。

しかし、原告は、その判決を不服といたしまして、4月4日、東京高等裁判所に控訴を提起、これに伴いまして令和2年2月3日及び10月21日の2回、口頭弁論が実施されまして、12月16日に東京高等裁判所から控訴棄却の判決が下されました。

原告は、この判決につきましても不服としまして、12月28日、最高裁判所に上告及び上告受理申立を行っております。

しかし、最高裁判所は、弁論期日を開くことなく令和3年7月13日、上告を棄却、上告審として受理しないことなどが決定され、これをもちまして訴訟が終了となりました。最後になりますが、5 今後の対応についてでございます。

今回の裁判の判決及び決定を受けまして、株式会社タカに対し居宅サービス計画給付費等の返還請求を適正に行い、回収に努めてまいります。

説明につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

古川委員 ちょっと確認なんですけれども、これまでもご説明あったかもしれませんが、原告の主張というのは何なんでしたっけ。何を不服にしているの。

介護長寿課長 まず、この事業者に対し茨城県が監査に入りました。その監査の中で、事業所の指定の取消し、それから注意が行われまして、その部分に対して私どもというか那珂市がそれは不正に請求されたものなので、返還していただきたいということの通知を出したところ、そもそものその返還は不正ではないですかということで株式会社タカのほうで裁判を起こしたということになっております。

古川委員 ごめんなさい、ちょっと聞こえなかった。もう一回。その那珂市から請求が何。

介護長寿課長 茨城県が監査に入りまして、その中で指定居宅介護支援事業所として法令に定められた人員の確保や適切なサービスの提供をしていないということを茨城県のほうが監査の中で確認をしております、その監査の中でまた虚偽の書類を作成したのではないかとということで事業所の取消し等が行われました。その事業所の取消し等があったので、その不正に請求されたとみなしました不正請求につきまして那珂市が返還を求めたところ、その返還については違法ではないんですかということで、株式会社タカ側がその請求の取消処分を申し出たという内容でございます。

古川委員 分かりました。じゃ、地方裁判所、高等裁判所、最高裁判所とも棄却したというのは違法じゃないということですよ、ある意味、そういうことですよ。

介護長寿課長 この内容につきましては、法律の解釈の違いだということでございます。那珂市側が最終的には、勝ったというようにはなりますが、あくまで勝ち負けというよりは、その解釈はこうなんですよということが適正に示されたという裁判になっております。

古川委員 はい、分かりました。

これからその株式会社タカに対して返還請求を行うということなんで、この会社はまだ存在しているんですか。

介護長寿課長 裁判後、登記簿のほうを取りまして、会社のほうが存続していることは確認しております。

なお、ここには請求をしておりますということでお伝えいたしましたが、昨日、催告書のほうを会社のほうに送付はしております。

以上でございます。

古川委員 催告するという事は、現時点ではまだ払ってもらえそうにないということですか。

払う意思がないというか、払うというか返す。

介護長寿課長 先日9月6日に、催告書のほうを送付いたしまして、納付期限を、2週間ほど空けて9月21日に設定しております。その納付期限を待ちまして、今後の対応になるかと考えております。

古川委員 はい、分かりました。

寺門委員 同じ裁判を他自治体もやっているということで、ちょっと調べますと、水戸市かな。東京高裁の判決も本市と同じ結果で、最高裁判所までは行っていませんけれども、ということはそのほかにも自治体に向けて同じような例があるのかどうかちょっと分かりませんが、裁判所の采配は正しいんだろうなと私は思います。

相当、考えるに悪質な部分もあるのではないかなということなので、この居宅サービス計画給付費24万1,151円というのは、これは罰則といいますか、一定割合の加算金は自治体のほうで原告のほうでつけられる、要求できるわけなので、その辺は考えていないんですか。

介護長寿課長 居宅サービス計画給付費につきましては、もともとの返還請求がその額があったものにプラス40%の加算金を加えて請求をいたしております。40%につきましては、介護保険法の中で定められた加算金ということになります。

以上でございます。

寺門委員 40%加算した金額が24万1,000円ということですね。分かりました。

委員長 ほかがございせんか。

(なし)

委員長 なければ質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。お疲れさまでした。

休憩（午後2時50分）

再開（午後2時51分）

委員長 再開いたします。

保険課が出席いたしました。

議案第53号 令和3年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）についてを議題といたします。

執行部より説明を求めます。

保険課長 保険課長の生田目です。ほか2名の職員が出席しております。どうぞよろしく願いいたします。

着座にて説明をさせていただきます。

それでは、国民健康保険特別会計補正予算書の1ページをご覧ください。

議案第53号 令和3年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）についてご説明いたします。

それでは、4ページをお開き願います。

歳入になります。

款、項、目、補正額の順にご説明いたします。

1 款国民健康保険税、1 項国民健康保険税、1 目一般被保険者国民健康保険税540万円の減。こちらは新型コロナウイルス感染症の影響によりまして一定以上収入が減少した加入者等に係る保険税の減免の見込額となっております。

続きまして、4 款県支出金、2 項県補助金、1 目保険給付費等交付金216万円。

6 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金324万円。

こちらの繰入金とその前の県支出金につきましては、新型コロナウイルス感染症による保険税の減免に対する財政支援となっております。

続きまして、7 款繰越金、1 項繰越金、2 目その他繰越金8,000円です。

続いて、歳出でございます。

款、項、目、補正額の順にご説明いたします。

7 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、3 目償還金8,000円。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（なし）

委員長 質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。

討論はございませんか。

（なし）

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第53号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

委員長 異議なしと認め、議案第53号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第56号 令和2年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について（保険課所管分）を議題といたします。

保険課所管の一般会計の部分について説明を求めます。

保険課長 それでは、決算書の108ページをお開き願います。

款、項、目、支出済額の順にご説明をいたします。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費62億8,499万1,693円。このうち保

険課が所管するのは111ページになります。上から3つ目の国民健康保険特別会計繰出金4億1,123万3,785円でございます。

続いて、116ページをお開き願います。

4目国民年金費26万1,954円。

5目後期高齢者医療費7億3,650万1,039円。こちらにつきましては不用額が1,128万4,961円です。不用額のうち主なものにつきましては、12節の委託料の761万5,093円となっておりますが、理由としましては新型コロナウイルス感染症の影響で集団健診を一時中止したことやコロナ禍での受診控えにより受診件数が減少し、それに伴い健診の委託料が減額になったことによるものでございます。

次のページをお開き願います。

7目高額療養費貸付金129万円。

9目出産費資金貸付金ゼロ円。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

委員長 質疑ございませんか。

(なし)

委員長 なければ、一般会計についての質疑を終結いたします。

続きまして、国民健康保険特別会計（事業勘定）の審議を行います。

歳入について一括して説明を求めます。

保険課長 それでは、決算書の262ページをお開き願います。

歳入になります。

款、項、収入済額の順にご説明をいたします。

1款国民健康保険税、1項国民健康保険税11億3,834万1,343円。

次のページをお開き願います。

2款使用料及び手数料、1項手数料75万7,438円。

3款国庫支出金、1項国庫補助金451万円。

4款県支出金、1項県負担金865万円、2項県補助金36億7,397万7,296円。

5款財産収入、1項財産運用収入2万9,356円。

次のページをお開き願います。

6款繰入金、1項他会計繰入金4億1,123万3,785円、2項基金繰入金ゼロ円。

7款繰越金、1項繰越金4,674万3,237円。

8款諸収入、1項延滞金及び過料1,807万5,323円。

次のページをお開き願います。

2項預金利子199円、3項雑入689万6,883円。

歳入については以上でございます。よろしくお願いたします。

委員長 質疑ございませんか。

寺門委員 決算書263ページ、歳入のほうで収入未済額が国保の場合ですと1億4,800万円ありまして、特に繰越分の部分が約半分、未回収というか収入未済額がそれでも残ってしまうという状況があるんで、この辺は特に収入、未納をいかにして防ぐかというその手だてについてどういうふうにやっているのか、お聞きしたいと思います。

保険課長 こちら国民健康保険税の収納については、収納課のほうと連携をしてやっているところがございますけれども、どうしてもやはり国民健康保険ということであると被保険者が低所得者層が多いというところもございまして、滞納になってしまうケースもあるかと思うんですけれども、前々年度以前の滞納がございまして短期保険証という形で3か月ないしは1か月の保険証を発行させていただいて、その更新のときに納税相談という形で収納課に行っていたり、あとは口座振替の推進ということで国税のほうへの納付書等を送る際には、そういったチラシのほうを入れさせていただいております。

それから、収納課のほうでも課内の打合せ等でそういった収納に関する技術というか、そういったお話しもして皆さんの、能力のほうの向上も図っているということで聞いてございます。

以上です。

寺門委員 保険料が納められないと即ストップではないということですよ。それは、非常に被保険者の状況を見ながらということになるんでしょうけれども。それと、きちんと納めていただけるようになればいいんですけれども、工夫をしていただきたいなというふうに思います。

それと不納欠損額ですけれども、これも結構な、不納欠損に至る前には当然滞納で請求をしていくんですけれども、そのうちのやはり約9%ぐらいは切っちゃっているんで、この辺は先ほど、前々年、どの辺、その請求業務を続けていって、もうこれ以上難しいという判断するそのところというのはどれぐらいのところなんですか。

保険課長 税のほうの時効は5年とございまして、その間には収納課のほうで財産のほうの調査をしていただいて、どうしてもその回収が難しいということであれば、執行停止をして、その後、不納欠損処分ということでしているということになっております。

以上です。

寺門委員 5年、税の請求をずっとやっていくということですよ。

この保険料、いずれにしても収入未済額というのは1億4,800万円と大きいんで、できるだけ回収、不納欠損額にならないように努力のほうをお願いしたいなと思います。

以上です。

委員長 ほかございませんか。

(なし)

委員長 なければ質疑を終結いたします。

次に、歳出について一括して説明を求めます。

保険課長 それでは、決算書の270ページをお開き願います。決算主要施策調書は148ページから153ページになります。

款、項、目、支出済額の順にご説明いたします。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費5,680万803円、2 目連合会負担金171万2,072円。

2 項運営協議会費、1 目運営協議会費17万3,363円。

3 項趣旨普及費、1 目趣旨普及費52万1,400円。

次のページをお開き願います。

2 款保険給付費、1 項療養諸費、1 目一般被保険者療養給付費31億3,847万3,829円です。こちらにつきましては、決算主要施策調書の148ページをご覧願います。被保険者数が高齢化に伴いまして後期高齢医療制度への移行などで年々減少しておりまして、支出額も減少しております。しかし、医療技術の高度化、被保険者の高齢化等によりまして、1人当たりの医療費は増加傾向となっております。

決算書に戻りまして、目の上から2番目、2 目退職被保険者等療養給付費7万392円、3 目一般被保険者療養費1,930万1,073円、4 目退職被保険者等療養費ゼロ円、5 目審査支払手数料1,105万4,349円。

2 項高額療養費、1 目一般被保険者高額療養費4億3,407万7,935円、2 目退職被保険者等高額療養費ゼロ円、3 目一般被保険者高額介護合算療養費25万8,620円、4 目退職被保険者等高額介護合算療養費ゼロ円。

3 項移送費、1 目一般被保険者移送費ゼロ円、2 目退職被保険者等移送費ゼロ円。

次のページをお開き願います。

4 項出産育児諸費、1 目出産育児一時金1,129万4,304円、2 目支払手数料5,670円。

5 項葬祭諸費、1 目葬祭費390万円。

6 項傷病手当諸費、1 目傷病手当金15万2,000円。

3 款国民健康保険事業費納付金、1 項医療給付費分、1 目一般被保険者医療給付費分9億1,440万5,158円、2 目退職被保険者等医療給付費分212万2,028円。

2 項後期高齢者支援金等分、1 目一般被保険者後期高齢者支援金等分3億7,555万6,673円、2 目退職被保険者等後期高齢者支援金等分ゼロ円。

3 項介護納付金分、次のページをお開き願います。1 目介護納付金分1億3,386万9,737円です。

一般被保険者の事業費納付金につきましては、決算主要施策調書の150ページから152ページでございます。

国民健康保険は、平成30年度から県との共同運営となりまして、県が市町村の保険給付に要する費用を交付する財前に充てるために各市町村のほうから県に納付金を納めてございます。令和2年度は、150ページの医療給付費分、151ページの後期高齢者支援金

等分、152ページの介護納付金分ともに被保険者数の減少による療養給付費等の減額や負担軽減の措置によりまして減額となっております。

決算書に戻りまして、276ページになります。

4款共同事業拠出金、1項共同事業拠出金、1目共同事業拠出金705円。

5款保健事業費、1項保健事業費、1目保健衛生普及費222万1,240円。

2項特定健康診査等事業費、1目特定健康診査等事業費2,281万4,089円。こちらにつきましては、不用額のほうが2,681万2,911円となっておりますが、不用額のうち主なものにつきましては、12節の委託料の2,455万9,171円です。

決算主要施策調書の153ページをご覧ください。

この事業は、国民健康保険の被保険者で40歳以上75歳未満を対象に実施しております特定健康診査等に係る費用になりますが、こちらのほうも新型コロナウイルスの影響によりまして一時健康診査を中止したことや、コロナ禍での受診控え等によりまして、委託料が減額となったものでございます。

決算書に戻りまして、276ページの下段になります。

6款基金積立金、1項基金積立金、1目支払準備基金積立金9,746万8,000円。

次のページをお開き願います。

7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目一般被保険者保険税還付金409万3,400円。

2目退職被保険者等保険税還付金ゼロ円、3目償還金2万9,000円、4目一般被保険者還付加算金4万9,200円、5目退職被保険者等還付加算金ゼロ円。

8款予備費、1項予備費、1目予備費ゼロ円。

歳出については以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長 質疑ございませんか。

寺門委員 153ページの特定健康診査等事業費のほうですけれども、令和2年度は大幅に約2,000万円ぐらい減っておりますけれども、予算が。これについては新型コロナウイルスの感染症の影響があるということなんでしょうけれども、実質4割の方がまだ未受診、受けていないということの状況ですよ、この令和2年度の結果からいうと。この人たちについては健康調査とか何とかというのはやっていたのか、もしくは今年もまた同じように対象を絞って、限定しての申込み受付ということでやっていますんで、また漏れてしまう方がいるんですよ、受診できないという方が。そういう方々の救済策というのは何かありますでしょうか、考えていますか。

保険課長 昨年度、ちょうどその春先にやはり新型コロナウイルス感染症がちょっと流行してきたというところで、7月1日から行うはずの集団健診を中止をさせていただいたというところで、やはりでも受診の機会は与えなくちゃいけないというところで、医療機関健診のほうを毎年12月末までということで医療機関のほうにお願いしたんですが、そこ

を医療機関のほうにお願いしまして、2か月、2月の末ぐらまで延ばしてもいいよと
いうことで了解いただきましたので、そちらのほうで受入れをしていた状況でございま
す。

そのために医療機関のほうの健診につきましては、200人まではいかなかったんですけ
れども、伸びがございました。

また、やはり、受けなかった方についてこちらから健康観察というのは行ってはいない
んですけれども、やはり新型コロナウイルス感染症ということでちょっと怖かったとい
うところもあるのか、ちょっと受診控えが見られたものですから、集団健診の後半、10
月、11月頃でしたか、各地区のほうにもう一度、集団健診やっていますよということで、
健診のお知らせ等は回らせていただいたり、あとは今、県のモデル事業なんですけれど
も、地域の薬局と連携して、そちらで受診勧奨を取り組んでいただいているというこ
とで、なかなかやはり皆さん、受診しない理由としては病院にかかっているからとい
うところで受診されない方も多くいらっしゃるようですので、薬局と連携して、薬局に行
った国民健康保険の被保険者の方がいらっしゃれば、特定健診のほうを勧奨していただ
けますかということで連携して行っているところです。

以上です。

寺門委員 というと去年、令和2年度については、延長して後ほどやって200人ぐらいと、そ
の後も何人かはできましたよということなんですね。

できれば、それでもまだ未受診の方がいらっしゃるんでしょうから、その健康調査なり
何らかちょっとやはりやっていただきたいなというふうに思います。

今年も現実にやはり絞って実施をしているわけなんで、その辺はどうなんですか。

保険課長 今年度は元に戻しまして、日数のほうは確保させていただいております。昨年度も
新型コロナウイルス感染症拡大の対策をした形で実施しております、昨年度もそうい
った形で実施できていましたので、今年度は中止はせずに予定どおり行っているところ
でございます。

以上です。

委員長 ほかございませんか。

(なし)

委員長 なければ、質疑を終結いたします。

以上で国民健康保険特別会計（事業勘定）の質疑を終結いたします。

続きまして、後期高齢者医療特別会計の審議に入ります。

歳入について一括して説明を求めます。

保険課長 それでは、決算書の328ページをお開き願います。

歳入になります。

款、項、収入済額の順にご説明いたします。

1 款保険料、1 項後期高齢者医療保険料 5 億9,204万2,484円。

2 款使用料及び手数料、1 項手数料 9 万5,836円。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金 1 億4,296万610円。

4 款諸収入、1 項延滞金及び過料15万6,900円、2 項償還金及び還付加算金48万2,000円。

次のページをお開き願います。

3 項雑入32万5,100円。

5 款繰越金、1 項繰越金165万861円。

歳入につきましては以上でございます。よろしくお願いたします。

委員長 質疑ありませんか。

(なし)

委員長 なければ、質疑を終結いたします。

次に、歳出について一括して説明を求めます。

保険課長 それでは、決算書の332ページをお開き願います。決算主要施策調書は161ページになります。

款、項、目、支出済額の順にご説明いたします。

1 款分担金及び負担金、1 項広域連合負担金、1 目広域連合納付金 7 億3,568万6,963円。

決算主要施策調書の161ページをご覧ください。

こちらは市で徴収しました保険料、延滞金、それから低所得者に対する保険料軽減の市負担分を広域連合に支払うものになりますが、高齢化に伴いまして被保険者数が増加しており、納付金のほうも年々増額となっております。

決算書に戻りまして、332ページになります。

2 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目保険料還付金48万2,300円、2 目還付加算金ゼロ円。

2 項繰出金、1 目一般会計繰出金ゼロ円。

3 款予備費、1 項予備費、1 目予備費ゼロ円。

歳出については以上でございます。よろしくお願いたします。

委員長 質疑ございませんか。

古川委員 ちょっと事業がまたがっちゃうんですけれども、例えば国保も後期高齢者もいわゆる国保だったら県の連合で、後期高齢者だったら高齢者広域連合の事業というのがありますよね、単独の。それと市が合同でやっているような事業というのはあるんですけど。例えば、県の事業なんだけれども、実際にやっているのは市だとか、市の職員がやっているとか。

保険課長 国民健康保険につきましては、財政のほうの主担当というか、そちらは県のほうに

なりましたけれども、保険事業も賦課徴収も全部市町村がやっています。

後期高齢のほうは、主は広域連合のほうで行っておりまして、金額の保険料の税率も広域連合のほうで決めた額を市のほうで徴収して、それを広域連合に納めておりますけれども、今回、3月の議会で皆さんにご説明をさせていただいた後期高齢者の保健事業は市が委託を受けまして、介護予防と保健事業の一体的実施ということで保健事業のほうの委託を受けて、今度、市町村で今年度からやっています。

古川委員 今の事業というのは、もうちょっと具体的に言えますか。というのは、何かやっていたような気がするなと思ったのは、ごめんなさい、例が悪いかもしれませんが、本当は県が、例えば那珂市の住民を相手に訪問をして、何かをしたいんだけど、それを市町村に委託、委託という言葉が適当かどうか分かりませんが、何かそういうお金の徴収とかそういうんじゃないかと、そういう対住民に対しての何かやっていませんでしたっけ。

保険課長 そちらは後期高齢者医療制度のほうの先ほどお話しした保健事業と介護予防の一体的実施というところで……

古川委員 何実施。

保険課長 保健事業と介護予防の一体的実施ということで……

古川委員 一体的実施。

保険課長 はい、一体的実施ということで、高齢者健診を市町村のほうでやっていますけれども、その結果というのが全部広域連合のほうに行くわけで、その結果に基づいて、保健指導を行うのが今まで広域連合の保健師さんたちが行っていたんですけども、やはりその広域連合の保健師さんというのは数も少ないですし、なかなか一人一人に行き渡らないというところで、そこを今度、那珂市のほうが委託を受けまして、そういった一人一人保健指導のほうも今年度からやることになりましたし、あと介護の予防の事業のほうは、介護長寿課でやっていますので、やはり高齢になると、そういったその病気の予防とあとフレイル予防をやはり一体的にやるべきだろうということで、一体的事業として市町村が委託されてやることになってございます。

古川委員 分かりました。

その業務負担というのは、それほど大きくないんですか、例えば件数だったり。

保険課長 その対象者については、それぞれ各市町村のほうで保健指導もどういった人を対象にやるのかというのは、その結果に基づいて数値が幾つ以上悪い人とかというのは、それぞれ市町村が決めてやっているわけですけども、今年度については本当に重症化しそうな方たちを対象にしているのでそんなに多くはないんですけども、ただ、全部それを仕切ってやって、企画調整の担当が今健康推進課にお願いしてございますので、じゃ、そういった高齢者の方たちを元気で長生きさせるためにはどういった課題があつてとか、どういうことをやっていこうというのは企画調整が担っているというところで、

介護予防事業をやっている介護長寿課とも連携を取りながらやっているところでございます。

古川委員 分かりました。ありがとうございます。

(なし)

委員長 なければ質疑を終結いたします。

以上で後期高齢者医療特別会計の質疑を終結いたします。

以上で議案第56号 令和2年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定についての質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 (午後3時25分)

再開 (午後3時27分)

委員長 再開いたします。

執行部が出席いたしました。

これより議案第56号 令和2年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について討論、採決を行います。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

議案第56号の採決を行います。

議案第56号は原案のとおり認定すべきものとするにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第56号は原案のとおり認定すべきものとするに決定いたしました。

暫時休憩いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。ありがとうございました。

休憩 (午後3時28分)

再開 (午後3時29分)

委員長 再開いたします。

請願第2号 教職員定員改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願を議題といたします。

では、最初に事務局に請願書を朗読していただきます。

書記 それでは、請願第2号になります。

紹介議員、那珂市議会議員、笹島猛。

教職員定員改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願。

請願趣旨になります。

学校現場では、新型コロナウイルス感染症対策による教室の消毒作業等や貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており、子どもたちの豊かな学びを実現するための教材費研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠です。

3月に改正義務標準法が成立し、小学校の学校編成標準が学年進行により段階的に35人に引き下げられます。今後、小学校だけに留まるのではなく、中学校・高等学校での35人学級の早期実施が必要です。さらに、きめ細やかな教育をするためには30人学級の実現が不可欠です。

一方、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。義務教育費国庫負担制度については、「三位一体改革」の中で2006年度に、国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。ゆたかな子供の学びを保障するための条件整備は不可欠です。

こうした観点から政府予算編成において、裏面の請願事項が実現されるよう、地方自治法第99条の規定に基づき国の関係機関への意見書提出を請願いたします。

請願事項になります。

1 中学校、高等学校での35人学級を早急に実施すること。また、さらなる少人数学級について検討すること。

2 学校の働き方改革、長時間労働是正を実現するため、加配の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。

3 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、地方財政を確保した上で義務教育費、国庫負担制度を堅持すること。

2021年8月17日。

請願者、茨城県水戸市笠原町978-46茨城教育会館2階、茨城県教職員組合、杉山繁ほか256名でございます。

続いて、2枚目が意見書の案となっております。

内容につきましては、こちらの1枚目の1段落目、2段落目、3段落目と請願趣旨は同様でございます。

4段落目になります。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

下の3項目について、請願事項は先ほどと同様でございます。

提出先につきましては、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣となります。

以上です。

委員長 ありがとうございます。

ご意見ございませんか。

古川委員 確認なんですけれども、これ毎年出てくると言うんですけれども、この請願事項、この3つの事項については、去年までと一緒ですか。分かりますか、事務局で。

書記 私のほうから回答させていただきます。

去年までは、請願の1のところは小学校も35人学級を早急に実施することになっていたと思うんですが、こちらのほうが3月に改正義務標準法が成立したということで、小学校は段階的に35人に引き下げられるということでしたので、今回からは中学校と高等学校はまだそちらのほうの実現のほうになっていないので、その部分の変更となっております。

以上です。

古川委員 ありがとうございます。

ごめんなさい、確認、小学校は引き下げられる、られた。

書記 られますということです。

古川委員 ということは、決定なんですか、それ。決定ならいいけれども。決定ね。いや、まだ決定もしないのに取り下げちゃったら、取り下げるといふか請願しなかったら実現しないのかなと思ったの。であれば、結構です。そこだけ。

委員長 ほかがございませんか。

ちょっと聞きたいんですけれども、これはうちの議会だけに来ているというわけじゃなくて、他市町村の議会にも同じように。

(「そうです」と呼ぶ声あり)

寺門委員 全く同意見なので、問題ないと思います、この文章で。

委員長 ほかにご意見がなければ終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより請願第2号を採決いたします。

採決は挙手により行います。

請願第2号を採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 挙手多数と認め、請願第2号は採択すべきものと決定いたしました。

なお、本会議……

(複数の発言あり)

委員長 全員一致、全員賛成で採決すべきものと決定いたしました。

なお、本会議で採択された場合は、意見書を提出いたします。

続いて、調査事項についてを議題といたします。

今年度の調査事項については、GIGAスクール構想といたしまして、7月に芳野小学校と第三中学校にタブレット端末等を活用した授業の様子について視察を行いました。

本日は、皆様から今までの視察についてのご意見をいただいて、振り返りを行いますとともに、今後の調査の進め方について意見交換をしたいと思います。

お手元に資料をお配りしております。目を通していただきながら、まとまった方からご意見を伺います。よろしくお願いいたします。

古川委員 このときの7月の視察はまだ始まったばかりで、どんな感じでスタートできましたかということであって、その成果だとかそういったものはこれからだと思うんですね。実際に、今、夏休み後半から始まったオンライン学習だとかオフライン学習というのをやっているわけですね。ただ、これ実際に学校に行くのはできるけれども、子供の家に行くわけにはいかないんだろうけれども、そういうことも含めて今後も継続調査ということによろしいのではないかなと思います。

委員長 ほかがございませんか。

寺門委員 私も継続調査でよろしいんではないかな。リモート授業等々については、私のところは実際に孫がいるのでこの9月からは初日から全部参加をしております、じっと様子は見ていますけれども、先生方も大変ですし、当然1、2年生、低学年が小学生という大変な状況かなと。今週いっぱい何とかなってというところだと思います。

本格的にもう少し時間がかかるかなと、その調査をするのであれば。今の状態で行っても、ちょっと迷惑かけちゃうかなというところなんで。例えば落ち着いたときに、行けるのであれば行ってというところだと思います。

委員長 ほかがございませんか。

(なし)

委員長 一応はここまでのGIGAスクールについては調査もできておりますから、もしリモートを見にいけないとか、今の状況の中でなかなか行けないとかと。いつまで緊急事態宣言が延びて、いつまでリモート学習をやるのかも分からないですし、先生方の都合、今の状況もありますので、もし視察ができなくてもこの現状のままのお話をまとめて、最後提出するということでもいいのかなどは私は思っております。この前の視察研修を含めたところまでまとめて、議会のほうに報告するということがいいのかとも思うんですが、チャンスというか、見に行く機会があれば、実際にリモートでやっている姿も見ておきたいなど、それは都合によりけりということで、ちょっとその判断は任せて

いただきたいかなというのが正直なところなんですけれども、どうでしょうか。

古川委員 視察に行かなくても調査はできますよね。だから、教育委員会でも学校でもどんな感じでしたかとか、何か課題はとかというのは聞けますもんね。だから、そういったところも含めて最終的にまとめられたらいかがですか。

委員長 そのような感じでよろしいでしょうか。新たなテーマは設けなくて、引き続きG I G Aスクール構想というのに対していろいろな諸条件を含めて考えていくというような形でご了承いただけますか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 では、そのように進めていきたいと思えます。よろしく願いいたします。

本日の案件は全て終了いたしました。長時間のご審議大変ありがとうございました。

以上で教育厚生常任委員会を閉会といたします。お疲れさまでした。

閉会 (午後 3 時45分)

令和3年11月22日

那珂市議会 教育厚生常任委員会委員長 富山 豪